

第5次東員町総合計画

基本構想

三重県 東員町

目次

第1部 総論 1

第1章	はじめに	3
1.	計画策定の意義	3
2.	計画の構成と期間	4
3.	計画の性格と役割	5
第2章	町勢の概要	7
1.	位置・地勢・気候	7
2.	歴史・沿革	8
3.	交通	9
4.	人口と世帯	10
5.	就業構造	12
6.	本町の特性	13
第3章	本町を取り巻く諸情勢と課題	17
1.	時代の潮流	17
2.	町民のニーズと期待	21
2-1.	まちの暮らしやすさ	21
2-2.	今後のまちづくりの特色	22
2-3.	今後力を入れるべき施策	23
3.	まちづくりの主要課題	24
3-1.	地域の活動を支える便利な生活基盤の整備	24
3-2.	少子高齢社会に対応したやさしいまちづくりの推進	24
3-3.	地域を支える多彩な人材の育成	24
3-4.	地域の特性を踏まえた快適な生活環境の形成	25
3-5.	広域的な交通・立地条件を生かした産業機能の充実	25
3-6.	自律による地域づくりの推進	25

第1章 まちづくりの基本方針	29
1. 基本理念	29
2. 目指す将来像	30
3. 基本施策	31
第2章 主要指標の見通し	39
1. 人口と就業構造の推計	39
2. 土地利用の基本方針	41
2-1. 土地利用に際しての共通視点	41
2-2. 土地利用の基本方針	42
第3章 施策の大綱	45
基本施策1 安全・安心なまち	46
1. 安全・安心のまちをつくる	46
1-1. 消防・防災対策の充実	46
1-2. 交通安全・防犯対策の充実	46
1-3. 消費者保護対策の充実	46
2. 住みやすいまちをつくる	47
2-1. 市街地・居住環境の整備	47
2-2. 道路・公共交通網の整備	47
基本施策2 人にやさしいまち	49
1. 健康に暮らすまちをつくる	49
1-1. 自らの健康づくりの推進	49
1-2. 地域医療体制の充実	49
2. 支えあいを実感できるまちをつくる	49
2-1. 地域福祉の推進	49
2-2. バリアフリー社会の実現	49
2-3. 高齢者福祉の推進	50
2-4. 障がい者福祉の推進	50
2-5. 社会保障の充実	50
3. 安心して子育てのできるまちをつくる	51
3-1. 子育て支援の充実	51
基本施策3 心豊かなまち	52
1. 生涯学びのあるまちをつくる	52

1 - 1 . 幼児教育・学校教育の充実	5 2
1 - 2 . 教育環境の整備	5 2
1 - 3 . 生涯学習の推進	5 2
1 - 4 . スポーツの振興	5 3
1 - 5 . 青少年の健全育成	5 3
2 . 文化のかおるまちをつくる	5 3
2 - 1 . 多様な文化・芸術活動の支援	5 3
基本施策 4 快適なまち	5 5
1 . 環境と共生するまちをつくる	5 5
1 - 1 . 循環型社会の形成	5 5
1 - 2 . 自然環境の保全	5 5
1 - 3 . 景観の形成	5 5
2 . 良好な生活環境のまちをつくる	5 6
2 - 1 . 環境衛生対策の推進	5 6
2 - 2 . 上下水道の整備	5 6
2 - 3 . 公園・緑地・水辺の整備	5 6
基本施策 5 賑わうまち	5 8
1 . 働きがいのあるまちをつくる	5 8
1 - 1 . 農業の振興	5 8
1 - 2 . 工業・地場産業の振興	5 8
1 - 3 . 商業・サービス業の振興	5 8
1 - 4 . 勤労者福祉と雇用の充実	5 9
2 . 人が集うまちをつくる	5 9
2 - 1 . 観光戦略の展開	5 9
基本施策 6 語らいのあるまち	6 0
1 . 町民参画のまちをつくる	6 0
1 - 1 . 協働によるまちづくりの推進	6 0
1 - 2 . コミュニティ活動の推進	6 0
2 . 人と人が交流するまちをつくる	6 0
2 - 1 . 情報化の推進	6 0
2 - 2 . 交流活動の推進	6 1
3 . 人権を尊重するまちをつくる	6 1
3 - 1 . 人権尊重社会の形成	6 1
3 - 2 . 男女共同参画社会の実現	6 1
4 . 行財政運営の充実したまちをつくる	6 2
4 - 1 . 町民サービスの向上	6 2
4 - 2 . 効率的行財政の運営	6 2

第 4 章 まちの仕組みづくり（戦略プロジェクト） 6 3

第1部 総論

第1章 はじめに

1. 計画策定の意義

本町では、平成13年に策定した「第4次東員町総合計画」に基づき、“豊かに住み、働き、楽しむことのできるまち・東員”を将来像に掲げ、「健康と生きがいを育むまち」、「意欲的な人材が育つまち」をまちづくりの視点とし、計画を推進してきました。

このような中、21世紀においてどのようなまちの姿を目指すのか、その具体化はどうあるべきなのか、政治的にも社会的にも大きな転換期を迎えている現代において、創造性に満ちた新たな指針づくりが重要であり、これからの本町に問われている課題でもあります。

21世紀は、人口減少、少子高齢化、環境問題、地方分権をはじめとして、今後さらに大きく、かつ構造的な社会変化を生じさせていく可能性が大きいことを予感させています。これらの社会変化は、同時に、従来の町民と行政の間に大きな変化をもたらし、地域での暮らしを充実させていくという視点で、これからの町民と行政の間に新しい関係を構築することが求められています。

この町民と行政の間の新しい関係とは、依然として厳しい財政状況を反映した「選択と集中」による行政経営（効率性と成果を重視した民間の企業経営の考え方を取り入れていく手法）の推進において、その基本に町民の町政への参画を置き、さらには、町民と行政のそれぞれの役割を真摯に検討し、協働による新しい公共空間（公共を行政のみによって担うのではなく、地域のさまざまな主体が行政と協働して公共を支える）の充実や地域づくりを図っていくことでもあります。

このため、これからの町民と行政の新たな関係を模索しながら、本町に住んでいる一人ひとりが喜びを感じ、それぞれの地域が輝き、幸せに暮らしていける新しいまち・東員町を町民とともに築いていくため、すべての町民にわかりやすく、参画しやすいまちづくりの指針として、「第5次東員町総合計画」を策定します。

2. 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は以下のとおりです。

基本構想

基本構想は、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とした長期構想として、本町の将来の姿を展望し、実現に向けての基本的な考え方を表すもので、長期的な視点に立った町政の総合的かつ計画的な経営指針となるものです。

基本計画

基本計画は、基本構想の施策の枠組みに基づき、今後取り組むべき主要な施策を各分野にわたって定めています。社会・経済情勢の急激な変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、点検、見直しを図る仕組みを導入します。

また、基本計画の施策を単位として、代表的な指標をとりあげ、目指すべき目標指標（ベンチマーク）を定めて、これにより、施策の推進の点検・評価に役立てるとともに、総合計画を機軸にした行政経営と評価の仕組みを導入します。

実施計画

実施計画は、基本計画に基づく具体的かつ主要な事業計画を示すもので、3年間の計画を策定し、毎年度見直しを行いながら、社会動向に対応したものとします。

3 . 計画の性格と役割

「総合計画」は、すべての分野における行財政運営の基本となる地方自治体の“最上位計画”であり、地方自治法（第2条第4項）において以下のように定められています。

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

本計画は、このような法的根拠に基づく町の最上位計画としての位置づけを踏まえ、今後の本町のまちづくりの方向性を示すものであり、以下のような役割を持ちます。

役割1 参画・協働のまちづくりを進めるための共通目標

本計画は、今後のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、町民一人ひとりが主体的に参画・協働する、まちづくりの共通目標となるものです。

役割2 地域経営を進めるための行財政運営の指針

本計画は、地方分権時代にふさわしい地域経営（町域全体と町行政の経営）の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、行財政運営の総合指針となるものです。

役割3 町から発信するまちづくりの主張

本計画は、国や三重県、周辺市町などの広域的な行政に対して、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させ連携の基礎としていくとともに、本町のこれからのまちづくりの主張となるものです。

第2章 町勢の概要

1. 位置・地勢・気候

本町は三重県の北部に位置し、東は桑名市、西はいなべ市、南は四日市市と境界を接しており、面積は22.66km²で三重県の約0.4%を占めています。

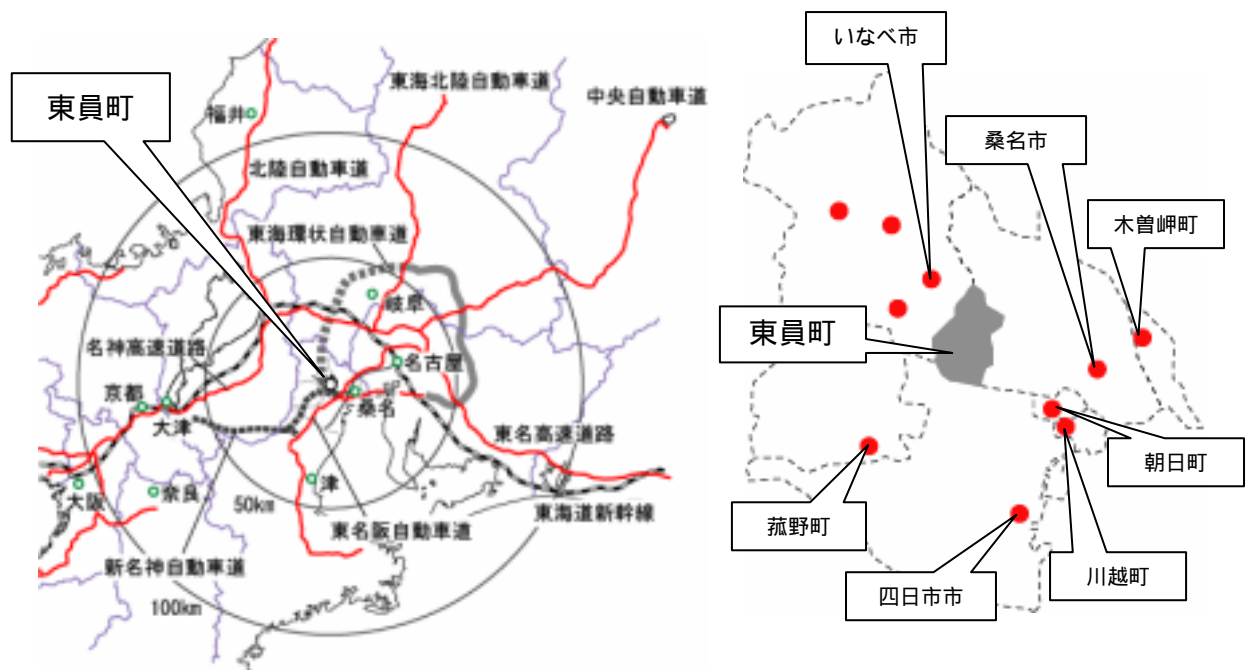
町の中央部は稲作を中心とした田園の平坦地が広がり、この平坦地の南よりには、藤川、戸上川など6河川を支流に持つ員弁川が東流しています。

平坦地の北部はゆるやかな傾斜を持つ丘陵になり、北端では、標高100m程度になります。

また、南部は急斜面で標高50m程度の丘陵地を形成しています。

気候は、年平均気温は全般に15前後、年平均降水量は1,800～2,000mmで一般に温和な気候です。冬季は、鈴鹿山脈や山麓に降雪をもたらす北西の季節風が、乾燥した「空っ風」となって平野部を吹き渡り伊勢湾へと吹きぬけていきます。この北西の季節風は「鈴鹿おろし」と呼ばれています。

位置及び近隣市町図



2. 歴史・沿革

本町は、今から 3,000 年から 4,000 年前、縄文時代から古墳時代にかけて、員弁川流域の台地に集落が形成されていたと出土遺物から推定されています。

古墳時代には、古代豪族の猪名部氏の本拠地が置かれたとされ、中世の「吾妻鏡」に、猪名部氏の末裔といわれる員弁大領家綱・行綱親子の活躍が記載されており、この員弁三郎行綱が流鏑馬神事（大社祭）を始めたといわれています。

近世に入ると、桑名藩主の松平定綱の農業振興策により、穀倉地帯として新田開発が進み、現在の農業基盤が築き上げられました。

明治時代に入ると、廃藩置県により三重県と改称され、同 22 年の町村制施行により、大長村、稲部村、神田村が誕生し、昭和 29 年の町村合併促進法により同 3 村が合併し、東員村が誕生しました。

また、昭和 30 年には久米村大字中上を編入し、昭和 42 年の町制施行により現在の東員町が形成されました。

昭和 40 年代後半から昭和 60 年代前半にかけて、愛知と三重の県境に近く、名古屋市を中心とした半径 30 km 圏内にあるという地理的優位性を生かして、町北部の笹尾・城山地区に大規模な住宅団地開発が行われ、人口も増加しました。

また、東名阪自動車道に近いことから、名古屋市への高速直行バスが運行されているなど、名古屋市とのかかわりが深い地域でもあります。

3 . 交通

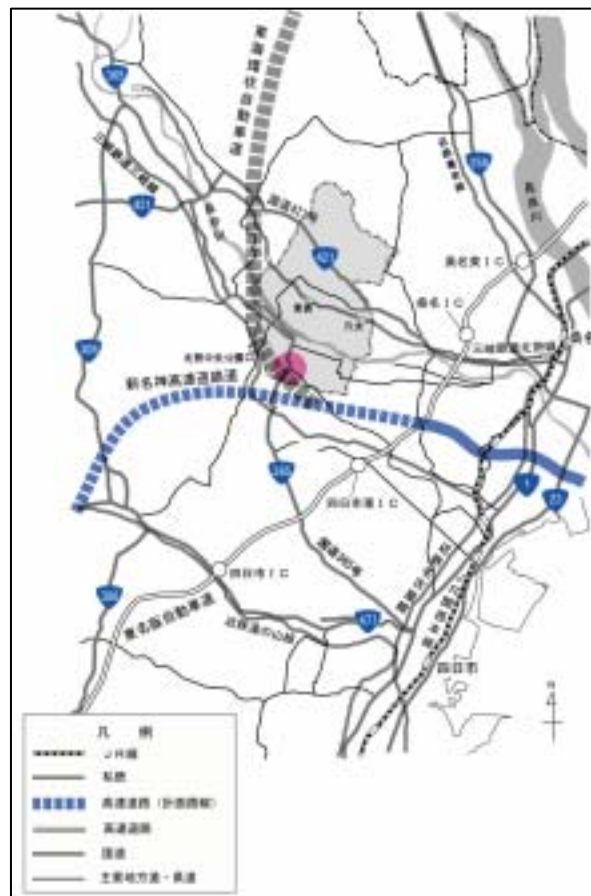
本町を取り巻く広域的な道路網は、桑名市から国道 421 号が西方に延び、また、四日市市から国道 365 号が西方に延び、本町域を横断して岐阜県関ヶ原方面とつながっています。

町内では、先述の国道 421 号が中央部を、国道 365 号が南部を東西に横断しています。この 2 路線に加え、主要地方道四日市東員線、菟野東員線を軸に町道が接続する形で道路網が形成されています。

また、東海環状自動車道(仮称)東員インターチェンジが事業中であるほか、東海環状自動車道が接続する新名神自動車道も計画されており、新たな交通の要衝となることが期待されています。

公共交通では、三岐鉄道北勢線、三岐鉄道三岐線の 2 つの鉄道路線と、三重交通、八風バス、オレンジバス(町コミュニティバス)の 3 つのバス路線によって構成されています。三岐鉄道北勢線については、東員駅、穴太駅の 2 駅があり、三岐鉄道三岐線については、四日市市との境にある北勢中央公園口駅があります。

交通 網 図



4. 人口と世帯

平成17年の国勢調査結果では、総人口が25,897人となっています。

平成12年まで人口は増加傾向にありましたが、平成12年から平成17年では、5年間で408人の減少となっています。

また、世帯数は平成2年以降一貫して増加を続けており、平成17年には8,122世帯となっていますが、核家族化や世帯の多様化の進行により1世帯当たりの人員は減少しています。

年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）は平成12年の3,920人（14.9%）から平成17年には3,397人（13.1%）へと、生産年齢人口（15～64歳）は平成12年の18,904人（71.9%）から平成17年の18,307人（70.7%）へと人数、構成比率ともに減少しています。

一方、老年人口（65歳以上）は平成12年の3,481人（13.2%）から平成17年の4,171人（16.1%）へと人数、構成比率ともに増加しています。

平成17年の高齢化率（老年人口比率）は16.1%と全国平均（20.1%）、三重県平均（21.5%）より低くなっているものの、年少人口比率は、13.1%と全国平均（13.6%）、三重県平均（14.3%）より低く、少子高齢化は着実に進んでいます。一方、生産年齢人口比率は三重県内で一番高くなっており、平均年齢は低く、働き盛りの人が多いまちであるということはできますが、今後は、あらゆる分野で本格的な少子高齢社会の到来を見据えたまちづくりを進めていく必要があります。

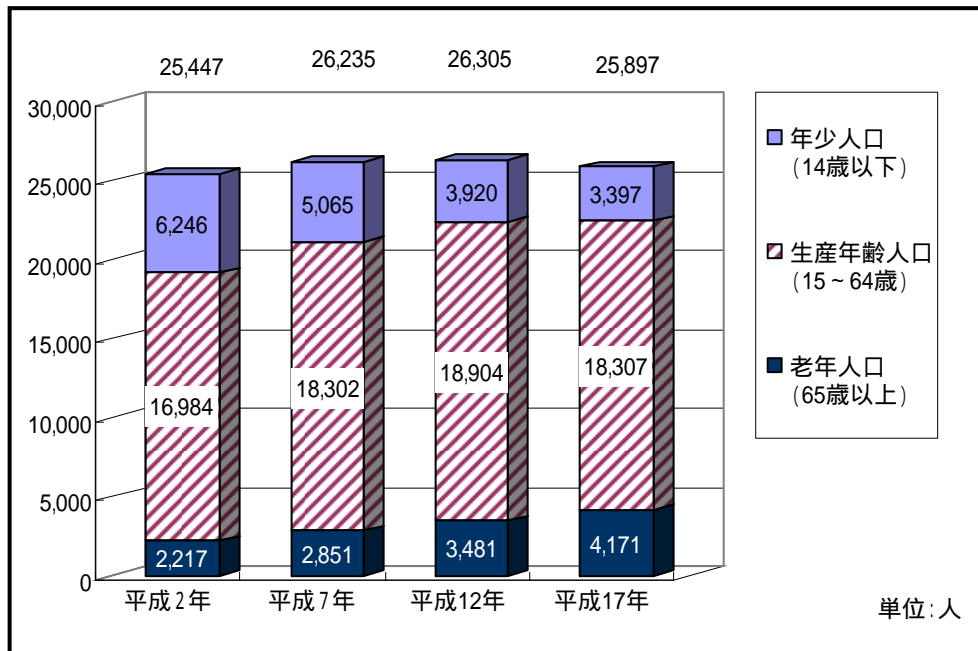
人口・世帯数の推移

項目	年				年平均増減率（%）		
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	H2～H7	H7～H12	H12～H17
総人口（人）	25,447	26,235	26,305	25,897	0.62	0.05	0.31
年少人口（人） （14歳以下）	6,246 （24.5%）	5,065 （19.3%）	3,920 （14.9%）	3,397 （13.1%）	3.78	4.52	2.67
生産年齢人口（人） （15～64歳）	16,984 （66.7%）	18,302 （69.8%）	18,904 （71.9%）	18,307 （70.7%）	1.55	0.66	0.63
老年人口（人） （65歳以上）	2,217 （8.7%）	2,851 （10.9%）	3,481 （13.2%）	4,171 （16.1%）	5.72	4.42	3.96
世帯数	6,547	7,110	7,687	8,122	1.72	1.62	1.13
1世帯当人数（人）	3.89	3.69	3.42	3.19	-	-	-

注：総人口には、平成7年に17人、平成17年に22人の年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

人口の推移



注：総人口には、平成7年に17人、平成17年に22人の年齢不詳を含む。資料：国勢調査

5 . 就業構造

就業者総数は、平成2年から平成17年までは増加傾向にありますが、伸び率は小さくなっています。

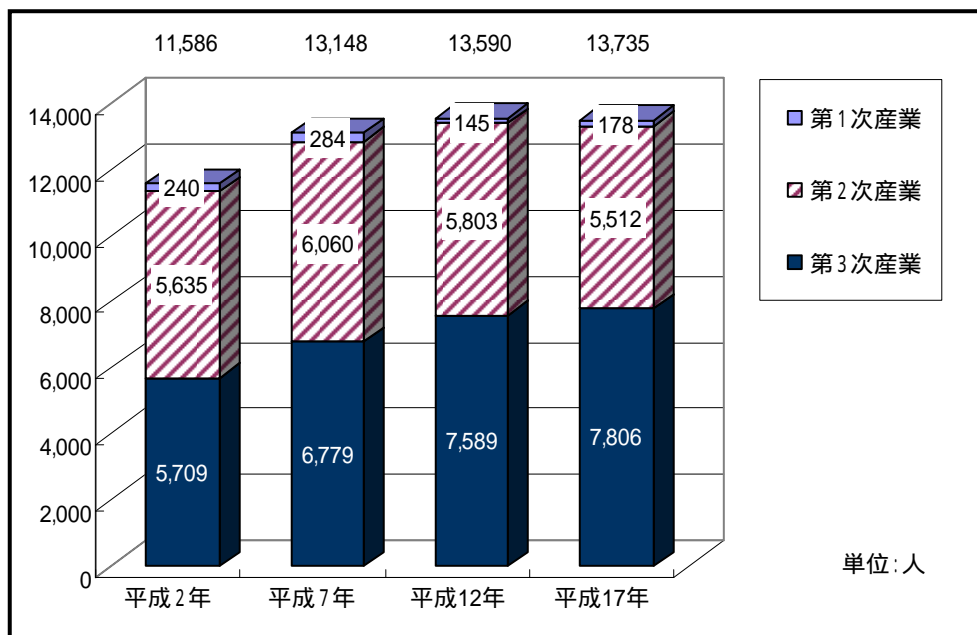
産業別では、第1次産業の就業人口は平成12年から平成17年に増加はあるものの、総体としては減少傾向にあり、第2次産業の就業人口は平成7年から減少に転じ、第3次産業の就業人口は平成17年まで増加傾向で推移しています。

産業別就業者の推移

項目	年				年平均増減率(%)		
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	H2~H7	H7~H12	H12~H17
総人口(人)	25,447	26,235	26,305	25,897	0.62	0.05	0.31
就業人口総数(人)	11,586	13,148	13,590	13,735	2.70	0.67	0.21
第1次産業(人)	240 (2.1%)	284 (2.2%)	145 (1.1%)	178 (1.3%)	3.67	9.79	4.55
第2次産業(人)	5,635 (48.6%)	6,060 (46.1%)	5,803 (42.7%)	5,512 (40.1%)	1.51	0.85	1.00
第3次産業(人)	5,709 (49.3%)	6,779 (51.6%)	7,589 (55.8%)	7,806 (56.8%)	3.75	2.39	0.57
就業率	45.5%	50.1%	51.7%	53.0%	-	-	-

注：就業人口総数には、平成2年に2人、平成7年に25人、平成12年に53人、平成17年に239人の分類不能を含む。
資料：国勢調査

産業別就業者の推移



注：就業人口総数には、平成2年に2人、平成7年に25人、平成12年に53人、平成17年に239人の分類不能を含む。
資料：国勢調査

6 . 本町の特徴

新たなまちづくりの方向性を定めるためには、長所や個性を一層際立たせ、さらに磨きあげていく視点に立ち、本町の財産である特性・資源をあらためてとらえ直す必要があります。今後のまちづくりに生かすべき代表的な特性・資源は、以下のとおりです。

特性 1

美しい田園風景や河川などの優れた自然環境と住宅地が共存し、快適な暮らしを演出するまち

変化に富んだ自然が地域の景観を特徴づけており、美しい田園風景や河川などの優れた自然環境を有しています。

町の中央部には公共施設が集約された形で整備されており、文化・交流の中心機能を有し、豊かな自然環境と相まって、休養・レクリエーションなど県北部地域や名古屋圏に向けた緑とのふれあいの場としての機能の一端を担っています。これらの諸条件を活用することによって、町民の快適な暮らしを演出することにつながります。

特性 2

自動車交通の要衝にあり、広く情報発信するとともに交流の進むまち

本町は、三重県の北部にあり、東名阪自動車道の桑名インターチェンジに近く、町内に東海環状自動車道（仮称）東員インターチェンジが事業中であるなど、新しい高速交通網の結節点・新たな交流の拠点としてさらなる発展が期待されています。

特性3

長い歴史に培われた歴史風土や伝統文化を 新しい文化創造に向けるまち

本町は、縄文時代から古墳時代にかけての歴史があり、猪名部神社の流鏝馬などの伝統文化が息づいています。また、総合文化センター、総合体育館、武道館、野球場、陸上競技場などにおいて活発な文化活動、生涯学習活動、スポーツ活動が展開されている文化・スポーツのまちです。このような歴史と活発な文化・スポーツ活動は今後のまちづくりや新しい文化の創造に向けて重要な役割を果たすものとなります。

特性4

保健福祉センターを拠点として保健・医療・福祉のネットワーク化と充実を進めるまち

保健福祉センターを拠点として、健康診査の実施、検診結果に基づく個別相談などの疾病予防策に努めています。今後、これらのサービスを充実させ、予防医療・介護予防に取り組み、ふれあいセンターと連携して、さらに進む少子高齢社会に対応する地域の健康づくりの要としての役割を果たすこととなります。

特性5

幼・保・小・中が連携した教育を進めるまち

本町では、各小学校区に幼稚園、保育園を隣接させており、幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携を大切にした教育を進めています。また、幼稚園、保育園が一体的施設として、町民の保育ニーズに合わせた乳幼児教育が充実しています。この特性は、教育を充実し、子育てを支援していく今後のまちづくりの主要な要件となります。

特性6**新たな企業誘致の可能性が高いまち**

東海環状自動車道（仮称）東員インターチェンジが事業中であり、インターチェンジ周辺では、今後、運輸・製造業など新しい企業の立地が進むものと見込まれています。

新しい企業が増えるとともに、地域産業が元気を出すことは経済の発展と雇用の確保につながるものであり、地域経済の隆盛に欠くことのできない要件です。

第3章 本町を取り巻く諸情勢と課題

1. 時代の潮流

本町をめぐる社会・経済情勢の変化は、地方財政の^{ひっばく}逼迫をはじめとして、めまぐるしいものがあり、まちづくりの各分野において、検討すべきかつ対応していかなければならないいくつかの潮流があります。

今後のまちづくりにおいては、広域的、全国的、さらには世界的な視点から、時代の流れがもたらす様々な課題に的確かつ柔軟に対応していくことが必要です。

潮流1 地方分権時代の到来

現代の大きな潮流となっている地方分権は、行政の権限を住民に身近な市町村にできるだけ移し、地域自らが実情に応じた行政を展開できるようにすることです。

したがって、これからの市町村には、自らの責任と判断で自らの進むべき方向を決め、具体的な施策を自ら実行することができる政策形成能力が強く求められることとなります。

また、権限の移譲により、事務量の増加や専門性が要求されるため、地域の実情に即した行政サービスが展開できる体制の整備と人材の育成・確保が必要になります。

潮流2 少子高齢化の進行と人口減少

出生率の低下や平均寿命の伸長に伴い、これまでの予測を上回る速度で少子化、高齢化が進行しており、本格的な少子高齢社会を迎えています。

また、増加を続けてきたわが国の総人口は、既にピークの状態を過ぎ、人口減少社会に入っています。

本町においても、子どもの数が減少傾向にあり、総人口も減少に転じることが予測されています。総人口に占める年少人口の割合が減少する一方で、老年人口の割合が増加してきており、今後ますます少子高齢化が進むものと見込まれています。少子化の進行は、社会活動の停滞を招き、まちの活力低下につながることも考えられます。

さらに、高齢化が進むことによって、高齢者介護を取り巻く問題や医療、福祉などの財政負担が増大し、行政サービスの中で比重が高まることとなります。

このため、地域全体での子育て支援体制の確立や、高齢になっても元気で安心して生活できる環境づくり、高齢者や障がい者にやさしいまちづくりなど、生涯を託せる地域づくりの視点が重要になっています。

また、人口減少による活力の低下を防ぐ対策として、優良な住宅の整備による生産年齢人口の増加策を図る必要があります。

潮流3 環境との共生の時代

大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活や経済活動に伴い、地球温暖化やオゾン層の破壊、海洋汚染など、地球規模での環境問題が深刻化しているほか、国内でも公共用水域の水質汚濁、ダイオキシン（猛毒の塩素化合物）、環境ホルモン（内分泌をかく乱する化学物質）問題などが発生し、人々の環境保全に対する意識が急速に高まっています。

身近な自然環境から地球環境に至るまで、人と環境との共生の重要性を認識し、環境への負荷を低減する循環型社会、地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つである二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した低炭素社会への移行など、総合的な環境面での対策を進める必要があります。

本町においても、町民の快適で安全な生活を確保し、生産基盤や生活の場として、さらに、やすらぎやレクリエーション、交流の場として活用するため、貴重な自然環境や田園景観を一体的に保全し、自然と共生するまちづくりを進め、優れた自然環境や田園景観を貴重な財産として未来に引き継ぐ必要があります。

また、省資源・省エネルギー・リサイクルなどの環境対策を進め、環境と共生していく循環型社会の形成が求められています。

潮流4 地域産業・経済をめぐる再構築の必要性

地域の産業・経済は、多くの業種で活性化が必要な状況にあります。

農業では、安全で確かな農産物の生産と地域の特徴と個性ある製品の普及・開発を進め、工業では、地域でこれまで培ってきた技術力を生かし、独創性を発揮したものづくり産業としての振興に努め、商業では、地域商店の活性化と

利便性の向上を図ることが求められています。

加えて、新たな雇用の場の創出と雇用の安定確保が急務となっています。

これらの課題解決のため、地域の魅力や存在感を高め、地域の活力をより一層醸成していくことが必要になっています。

潮流5 高度情報化の進展

高度情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）の飛躍的な進歩は、パソコンや携帯電話などの情報機器とインターネットの急速な普及を促し、情報ネットワーク社会が急速に拡大しています。

情報通信基盤の整備は、地域の文化や特産品情報の発信、生産者と消費者の交流促進、在宅勤務や遠隔地勤務体制の普及などによる就業機会の拡大、教育機会の拡充や障がい者の社会参加機会の拡大、地方における高度な医療の受診機会の拡充や在宅医療の充実など、様々な面で時間と距離の壁を取り除き、社会のあらゆる分野に効果をもたらす可能性を拡大させています。

従って、これからも情報通信基盤のより一層の整備を進め、高度情報ネットワーク社会の構築に取り組む必要があります。

潮流6 グローバル化の進展

経済のグローバリゼーション（世界的展開）は、国際分業の深化を進め、財・人・資本・情報の流れを速め、国境を越えた地域間競争を促進しています。

また、テロや情報通信技術を通じたネット犯罪など、危険がごく短期間に世界中に及ぶ可能性が高くなり、リスク（危険）回避のための予防手段を講じる必要性が高まっています。

このようなグローバル化の流れは、地域社会の振興や身近な住民生活に既に大きな影響を及ぼしていることから、本町においても、これらに対応したまちづくりに積極的に取り組むとともに、地域社会の中で有効に活用していくことが求められます。

潮流7 価値観の変化と生活様式の多様化

現在の社会は、長期にわたる景気の低迷から経済危機、経済活動のグローバル化のもとで、大量生産・大量消費に象徴される産業構造から、産業のソフト

化（第1次産業から第3次産業への移行）、サービス化（第3次産業の中でのサービス業の伸長）、知識集約化、情報ネットワーク化による新しい産業構造へと移行しつつあります。

そのような中、人々の価値観も生産中心主義、量的価値重視から、生活、文化、環境、安全などの人間的・質的価値重視へと変化し、一人ひとりの価値観や生活様式も多様化しつつあります。そして、生活を楽しみ、自らの主体的で個性的な生き方を通して、生活の質を高める方向へと変化しています。

このため、本町においても、生活の質的向上の視点を重視した取り組みを進めていくとともに、生涯学習・文化・スポーツ・レクリエーション活動をはじめ、自然や歴史とのふれあい活動、内外の人々との交流などの場や機会を増やしていくことが求められます。

潮流8 協働のまちづくりの時代の到来

自分たちの地域は自分たちでつくるという気運が高まりつつあり、町民自らの手による特色あるコミュニティ（自治会・町内会）活動や地域づくり活動、地域課題の解決に向けた実践的な住民活動とともに、町民と行政との協働のまちづくりが活発化してきており、ボランティアやNPO（特定非営利活動法人）の活動に代表されるように、全国各地で成果をあげています。

本町においても、コミュニティ活動や生涯学習活動、犯罪防止活動など様々な分野で町民が主体となった活動が活発に展開されていますが、このような町民主導、町民と行政との協働のまちづくりは、地方分権時代の自律するまちづくりの原動力となるものであり、より一層の住民力の結集が求められます。

2. 町民のニーズと期待

まちづくりの方向や各分野における重点施策要望などの実態を把握し、今後のまちづくりの基礎資料を得るために、平成20年8月に町民アンケート調査を行いました。アンケート調査の概要は以下のとおりです。

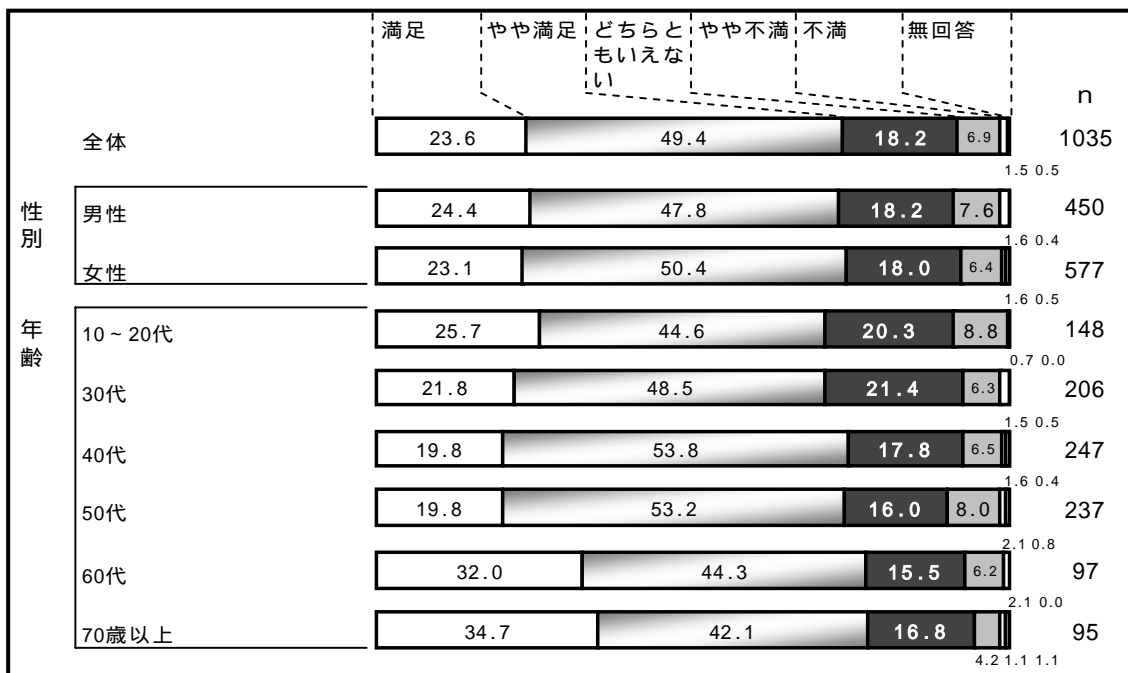
町民アンケート調査	
配布数	2,500
有効回収数	1,035
有効回収率	41.4%

2-1. まちの暮らしやすさ

まちの暮らしやすさについては、「やや満足」と答えた人が49.4%と最も多く、これに「満足」(23.6%)をあわせた“満足している”という人が73.0%となっています。一方、“不満である”(「やや不満」6.9%及び「不満」1.5%の合計)は8.4%となっており、全体的に満足している住民が多数を占めているといえます。なお、「どちらともいえない」は18.2%でした。

性別では、大きな差はみられませんが、年齢別では、概ね加齢とともに満足度が上昇する傾向がみられ、70歳以上では“満足している”率が76.8%を占めています。

まちの暮らしやすさについて(全体・性別・年齢別)



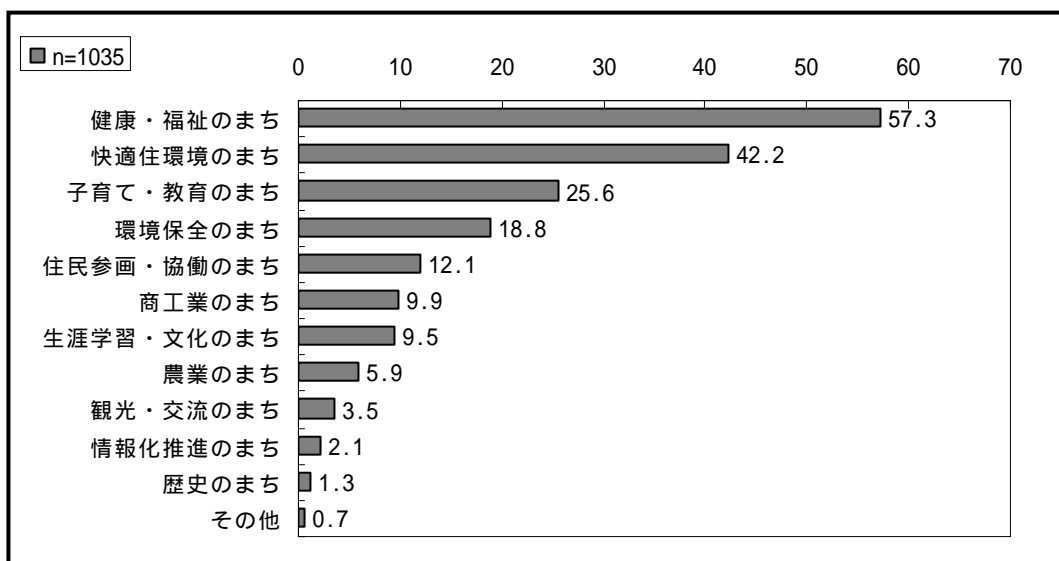
注：nはサンプル数。以下同じ。

2 - 2 . 今後のまちづくりの特色

今後のまちづくりの特色については、「健康・福祉のまち」(57.3%)が他を大きく引き離して第1位に挙げられ、高齢者や障がい者等が安心して生活できる、健康で明るいまちづくりへの意向が多くなっています。その他では、「快適住環境のまち」(42.2%)、「子育て・教育のまち」(25.6%)、「環境保全のまち」(18.8%)、「住民参画・協働のまち」(12.1%)などの順となっています。

性別、年齢別でも、各層で「健康・福祉のまち」が第1位に挙げられていますが、年齢別の30代では全体で第3位の「子育て・教育のまち」が第2位、70歳以上では全体で第5位の「住民参画・協働のまち」が第3位となるなど、年代によってまちづくりへの意向にやや違いもみられました。

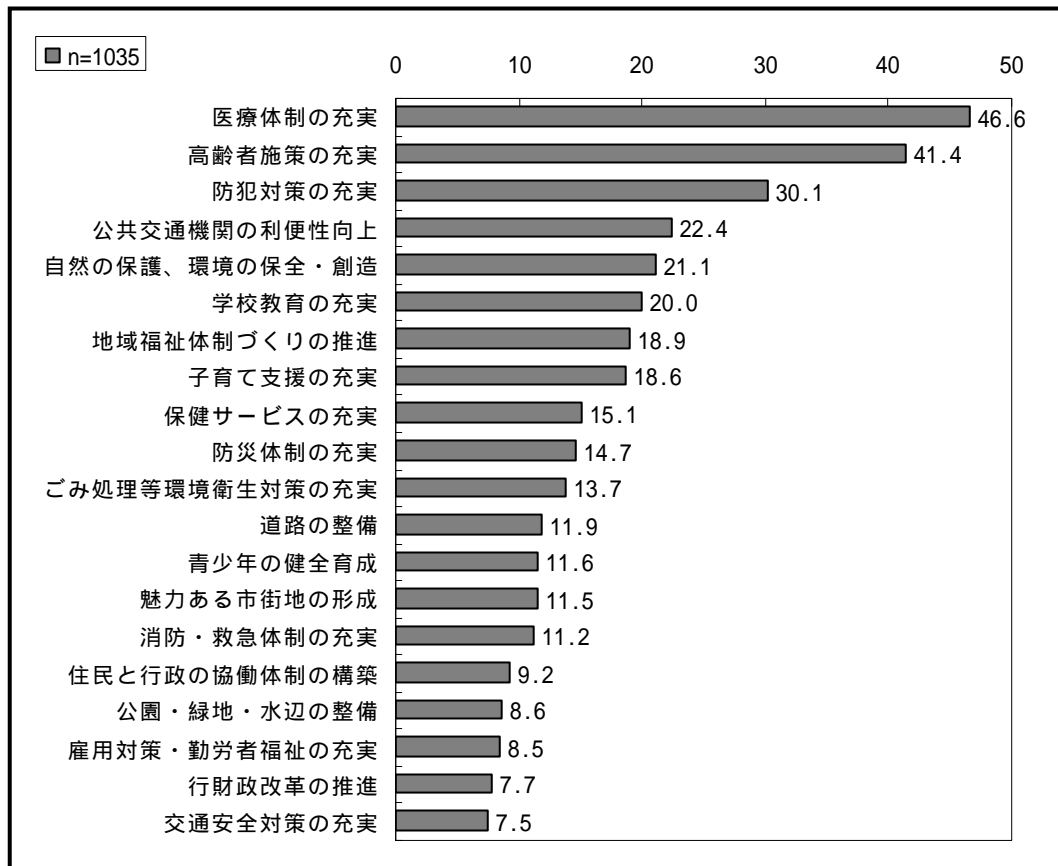
今後のまちづくりの特色（全体 / 複数回答）



2 - 3 . 今後力を入れるべき施策

今後力を入れるべきことについては、「医療体制の充実」(46.6%)が第1位に挙げられ、次いで、「高齢者施策の充実」(41.4%)、「防犯対策の充実」(30.1%)、「公共交通機関の利便性向上」(22.4%)、「自然の保護、環境の保全・創造」(21.1%)、「学校教育の充実」(20.0%)、「地域福祉体制づくりの推進」(18.9%)、「子育て支援の充実」(18.6%)、「保健サービスの充実」(15.1%)、「防災体制の充実」(14.7%)、「ごみ処理等環境衛生対策の充実」(13.7%)、「道路の整備」(11.9%)、「青少年の健全育成」(11.6%)、「魅力ある市街地の形成」(11.5%)、「消防・救急体制の充実」(11.2%)などの順となっています。

今後力を入れるべき施策（全体／複数回答、上位20位）



3 . まちづくりの主要課題

本町の概要、特性、時代の潮流、町民のニーズと期待から、今後のまちづくりの主要課題を次のように整理しました。

3 - 1 . 地域の活動を支える便利な生活基盤の整備

地域で安全・安心に生活ができ、しかも利便性の高い生活基盤を確保することが定住の重要な要件となります。災害対策を充実し、交通事故、犯罪のない安全・安心なまちづくりをより一層推進することが必要です。

また、定住人口・交流人口の増加と町の一体的発展に向け、本町の優れた特性である交通立地条件を最大限に生かす視点に立ち、町民の合意に基づく計画的かつ調和のとれた土地利用のもと、人々が集う魅力ある市街地の形成をはじめ、居住環境の整備、道路・交通ネットワークの整備など、便利で秩序ある都市基盤の整備を進めていく必要があります。

3 - 2 . 少子高齢社会に対応したやさしいまちづくりの推進

少子化や核家族化などの社会変化に対応して、子どもを産み育てることに喜びを持ち、未来を担う子どもたちが家庭や地域の愛情に包まれながら、夢と希望を持って健やかに成長できる環境と社会を作っていく必要があります。

また、高齢化が進む中で、健康を維持・増進するとともに、高齢者が元気で安心して住み続けられる生活環境を確保するため、保健、医療、福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

3 - 3 . 地域を支える多彩な人材の育成

まちづくりには、まちづくりを支える多彩な人材が必要となるため、学校教育の一層の充実や生涯学習活動を通じて人材の育成を図っていく必要があります。

また、町民ニーズの多様化・高度化に対応して、さらなる生涯学習環境の整備・充実も重要となります。

さらに、歴史・文化遺産の保存と活用、各地域の伝統文化、町民主体の文化活動などについて、あらためて本町の共通の財産として位置づけ、保護・振興

を図るとともに、これらを引き継ぎ、発展させて次の時代の新しい町民文化の創造を図っていく必要があります。

3 - 4 .地域の特性を踏まえた快適な生活環境の形成

持続可能な循環型の社会づくりや低炭素社会づくり、恵まれた自然環境の保全・活用など環境・景観重視の特色あるまちづくりを進めるとともに、美しく潤いのある生活環境づくり、自然や歴史・文化と共生し、快適で安全・安心な暮らしが実感でき、上下水道、公園・緑地など生活環境施設の整備された、誰もが住みたくする居住環境づくりを進めていく必要があります。

3 - 5 .広域的な交通・立地条件を生かした産業機能の充実

広域高速交通の要衝になるという地理的優位性を生かして、産業の振興を図っていく必要があります。

また、広域高速交通の結節点になる（仮称）東員インターチェンジによる発展可能性を踏まえ、業務拠点の整備を検討するとともに、新たな産業の立地、工業、観光などの振興、交流活動を促進する必要があります。

3 - 6 .自律による地域づくりの推進

各地域の特性、誇りや愛着を生かして、町民の連帯感とまちに住むよろこびを醸成していく必要があります。

また、行政経営という視点からの行財政改革の推進と参画と協働による町民自治を確立していくことが求められます

このために、行政は積極的な広報広聴活動・情報公開を行い、町民と行政との参画・協働を進めるとともに、情報・交流基盤の整備、人権尊重、男女共同参画社会の形成、町民活動の活発化などを図っていく必要があります。

第 2 部 基本構想

第1章 まちづくりの基本方針

1. 基本理念

本町の新たなまちづくりにおいて、すべての分野にわたって基本とする理念を以下のとおり定めます。

基本理念1

ともに生きる

町民の自主的活動を促進し、人と人が相互に支えあうとともに、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

基本理念2

ともに築く

町民と行政が同じ目標に向かって協働して取り組み、多様な主体（個人、地域、団体、NPO、ボランティア、企業など）によって担われる「公共サービスの充実」に努めます。

基本理念3

ともに輝く

町の持つ特性と素材を磨きあげ、地域の個性をのばし、一層の魅力を発揮し、一人ひとりが生き生きと活動するまちづくりを進めます。

基本理念4

ともに働く

優れた交通立地条件を生かし、人、物、技術、情報などの交流を通じて、まちに雇用と活力を創出します。

2. 目指す将来像

新たなまちづくりの基本理念を総合的に勘案し、東員町の目指す将来像を以下のとおり定めます。

みんなが 喜び 輝き 幸せを実感できるまち 東員

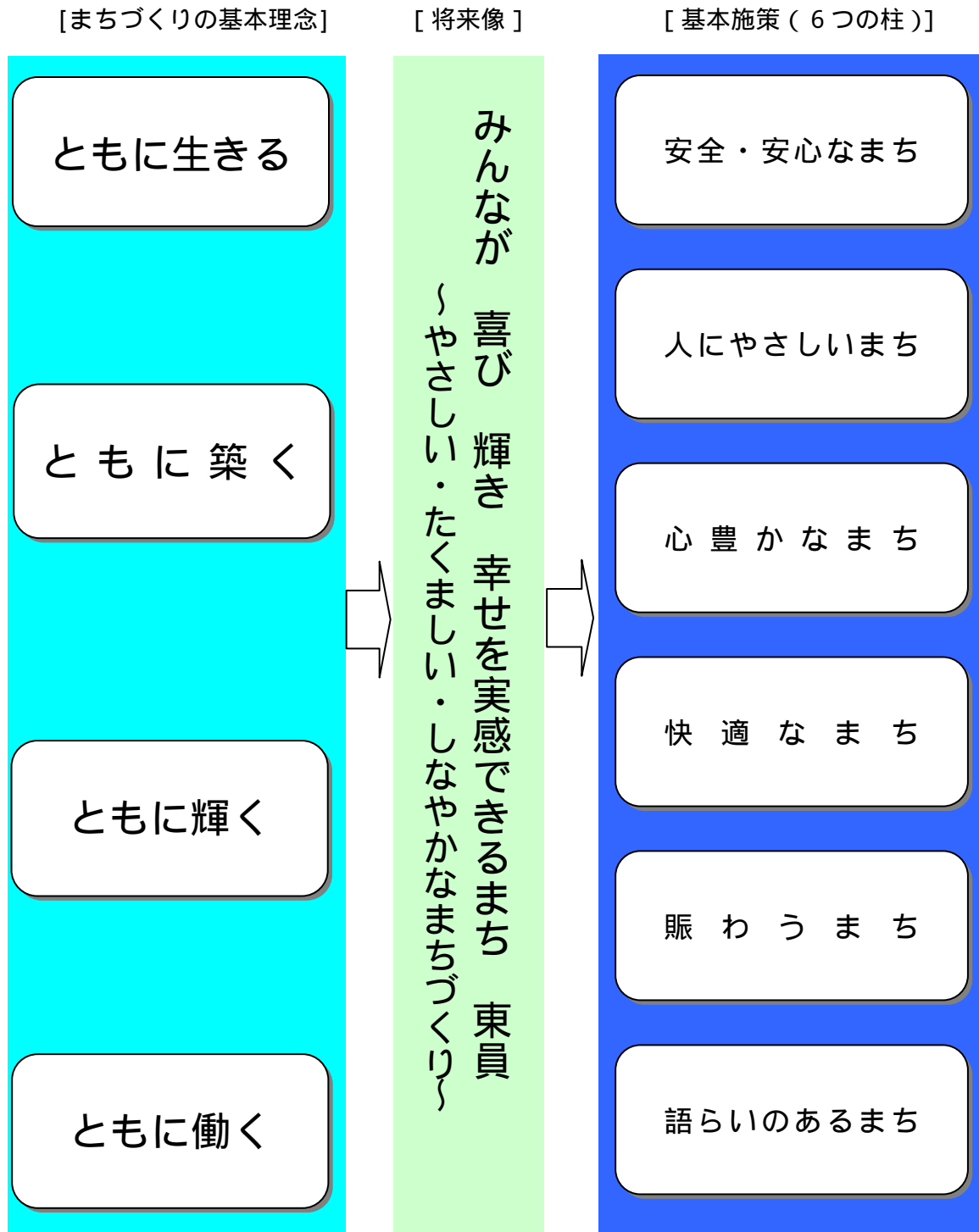
～やさしい・たくましい・しなやかなまちづくり～

“みんなが喜び 輝き 幸せを実感できるまち”とは、まちづくりの主体に町民があるとともに、暮らしに喜びがあり、一人ひとりが生涯を通じて輝いていられる状態を指し、本町で住み、働きたくなるようなのびやかな生活スタイルをつくりあげ、誰もが幸せを実感できるまちの姿を表現しています。

“やさしい”は、まちそのものの営みが人にも自然にもやさしく、危機管理が行き届き、“たくましい”は、活発な生産活動や産業活動などによりまちが生き生きとしており、“しなやか”は、まちに住む人々が健康で生きる力を育み、地域と行政が連携してまちづくりを進めていく様を表しています。

3 . 基本施策

本町の将来像「みんなが 喜び 輝き 幸せを実感できるまち 東員 ~やさしい・たくましい・しなやかなまちづくり~」の実現を図るため、次のとおり6つの基本施策を定めます。



基本施策1

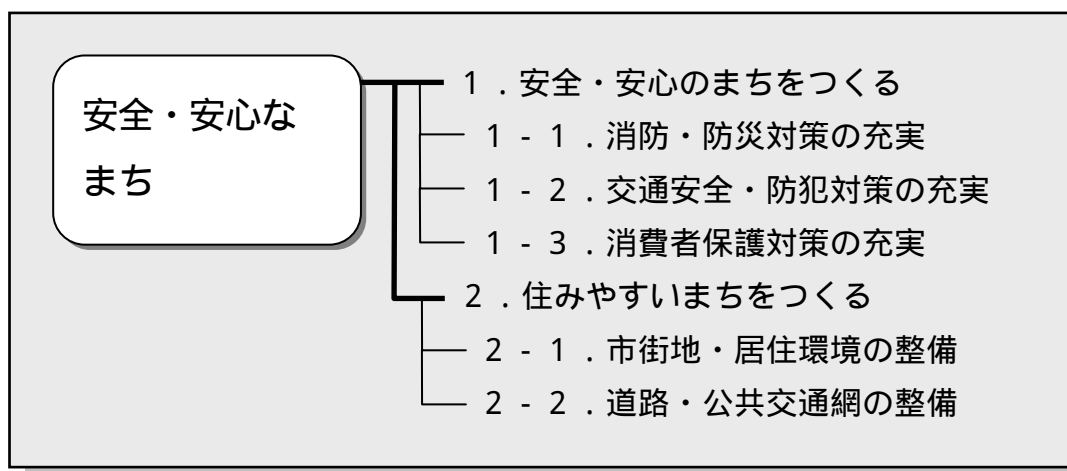
安全・安心なまち

町民の安全・安心を確保するために、消防・防災体制の強化を図り、町民の生命と財産を守るとともに、交通安全・防犯対策の充実、消費者保護対策の充実に努めます。

また、市街地環境の整備、定住の基礎となる快適で個性的な居住環境の整備を進めます。

さらに、町の一体感を増す道路ネットワークの整備を進め、中部圏の交通結節地域にふさわしい機能をさらに高める生活基盤づくりを進めます。

施策の体系



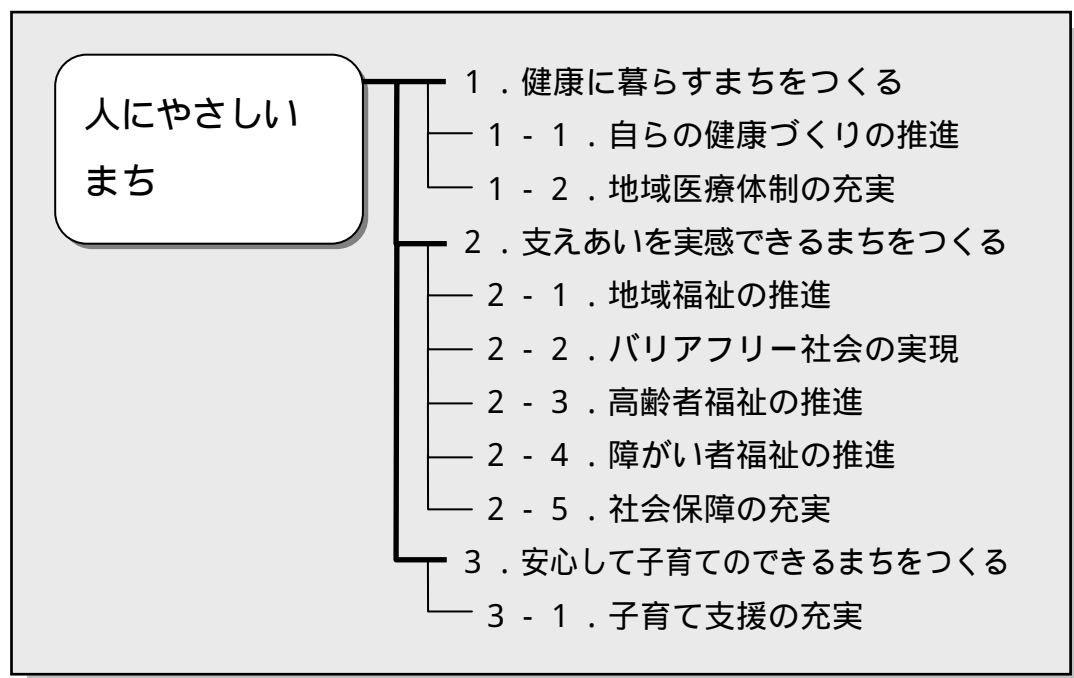
基本施策2

人にやさしいまち

少子高齢社会を迎えて、乳幼児から高齢者まですべての町民が、地域の中で支えあいながら健康で元気に暮らせるよう、保健・医療・福祉のネットワーク化をより一層進めて、地域福祉対策やボランティア活動、健康づくり活動などの充実に努めます。

また、高齢者や障がい者の介護、自立支援の環境づくり、生きがい対策、シルバーパワーの活用から、若い世代が安心して子どもを産み、地域に見守られながら育てていくことができる子育て支援の環境づくりまで、総合的な福祉施策を推進します。

施策の体系



基本施策3

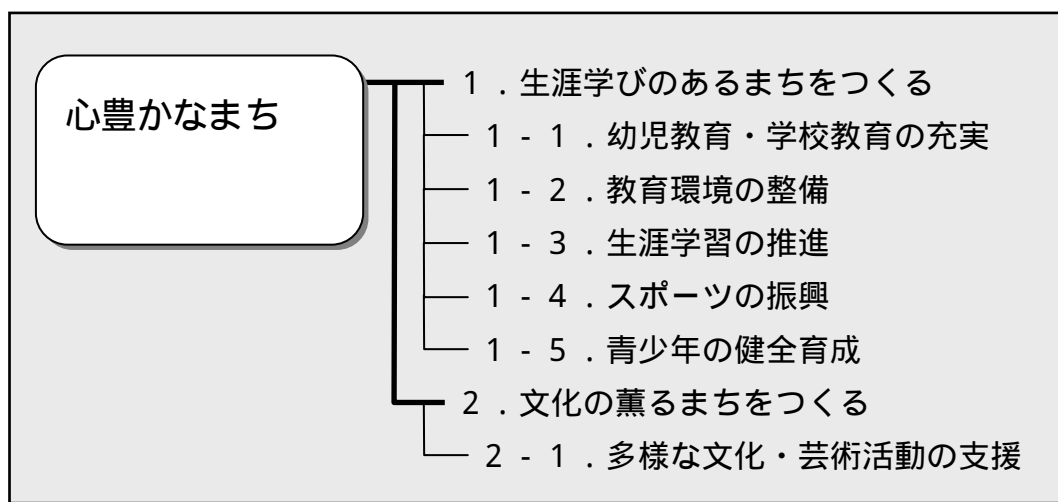
心豊かなまち

命の大切さと人の痛みを理解し、生きる力を育む学校教育の推進や地域に密着した特色ある学校づくりを進めます。

また、総合的な生涯学習環境の整備を図り、未来のまちを担う心豊かで個性と創造性あふれる人材の育成と、生涯を通じて学び続け、成果を生かすことができる生涯学習のまちづくりを進めます。

さらに、町民主体の芸術・文化・スポーツ活動、特色ある文化財や史跡の保護・活用を積極的に支援・促進していきます。

施策の体系



基本施策4

快適なまち

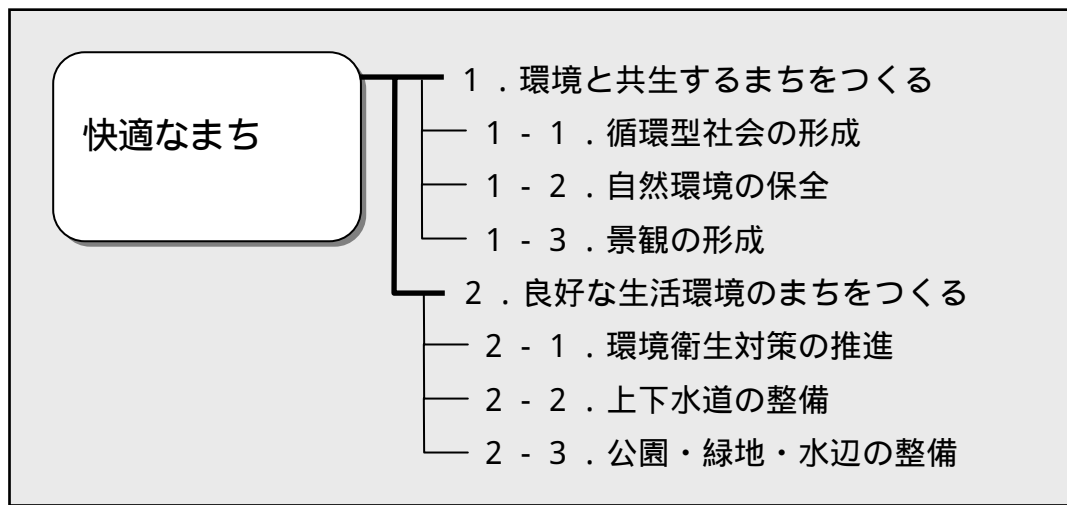
豊かで優れた自然との共生を意識したライフスタイルへの関心が高まる中、自然環境の保全と活用、景観の保全・整備が求められています。

また、公害防止や環境汚染への対応のほか、地球温暖化対策の推進、省エネルギー・省資源・リサイクルなどの環境への負荷の低減を目指した循環型社会の構築が必要です。

このため、自然環境の保全、景観の保全・整備、循環型社会づくりを計画的に進めます。

さらに、環境衛生対策の充実とともに、上水道の整備、下水道の整備を効果的に進めるとともに、身近な公園の整備や緑のネットワーク形成に努めます。

施策の体系



基本施策5

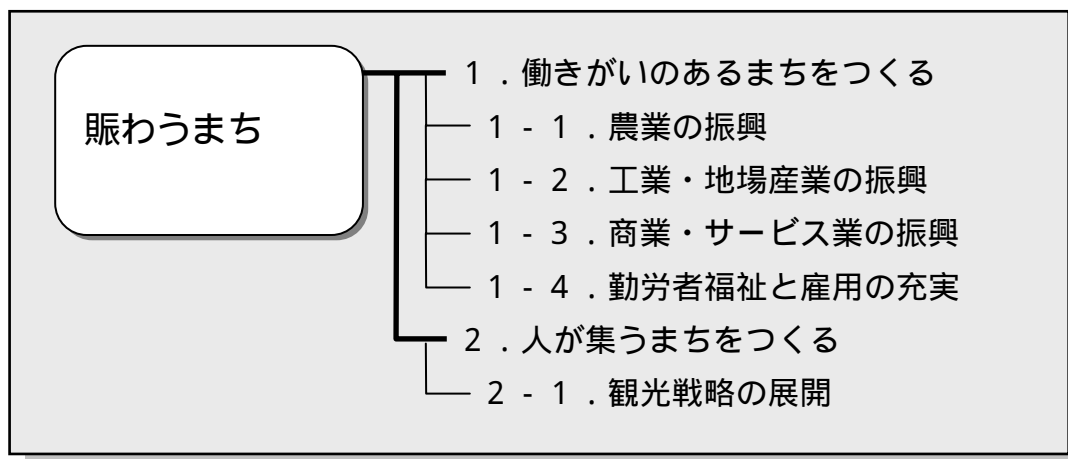
賑わうまち

産業の活性化による就業の場の創出と若者定住は、まちの活力の源泉です。そのため、生産基盤の整備や生産技術の高度化、環境保全に配慮した農業の推進、担い手の育成などを一体的に進め、「地産地消（地元でとれた生産物を地元で消費すること）」や「スローライフ（ゆったりと豊かな心で人生を楽しもうという暮らし方）」の考え方を導入しつつ、産業間連携など第1次産業の高度化と発展を図ります。

また、地場産業の活性化をはじめ、商業環境の整備、交通の利便性を生かした企業誘致を推進します。

さらに、豊かな緑と水の自然や生涯学習・文化振興とも連携したふれあいの観光・交流活動の充実に努め、地域産業の活力の醸成による賑わいの創出を図ります。

施策の体系



基本施策6

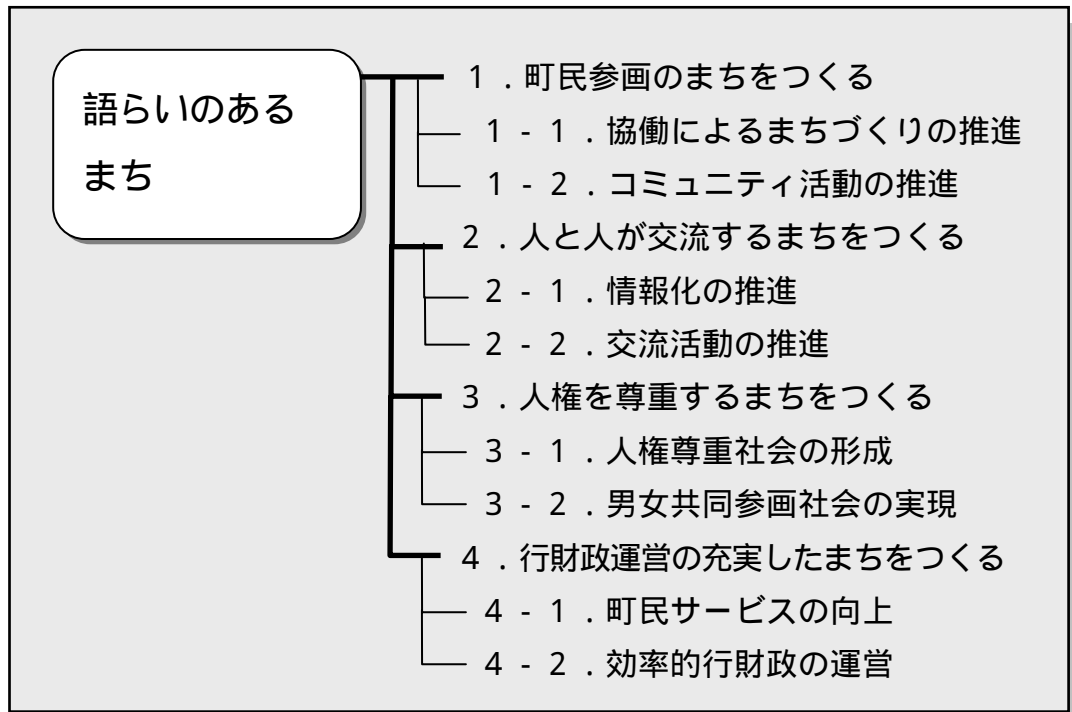
語らいのあるまち

各種計画策定や行政活動への町民参画の仕組みづくりの充実、多様な町民団体やボランティア、NPOの育成・支援、民間活力の導入などによる町民と行政のパートナーシップ（協力・共同関係）の確立のもと、参画と協働のまちづくりを進めます。

また、情報公開機能の強化、個人情報保護の強化を基礎に電子自治体の構築、自己決定・自己責任という地方分権時代の到来を背景に、町民主導・地域主導のもとにまちづくりが効果的に進められるよう、コミュニティ活動や地域づくり活動、交流活動などを一層支援・促進します。

さらに、人権の尊重と男女共同参画社会づくりをはじめ、行政組織・機構の見直しや職員の意識改革と資質の向上、財政運営の効率化などを計画的に進めます。

施策の体系



第2章 主要指標の見通し

1. 人口と就業構造の推計

最近の経済情勢とこれまでの傾向を勘案すれば、計画期間において人口は中間年まではやや増加するものの、その後は減少傾向で推移していくものと推計されています。

また、年齢階層別人口をみると、出生率の低下と平均寿命の伸長により、今後、老年人口（65歳以上）の増加が一層顕著となり、平成32年には7,900人と、構成比でも30.7%を占め、高齢化が一気に進むことが想定されます。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）については、平成32年にそれぞれ3,390人（13.2%）、14,460人（56.2%）になるものと想定され、生産年齢人口の減少が進みます。

世帯数については、今後さらに核家族化や世帯の多様化が進展することが見込まれることから、平成32年には9,840世帯になり、1世帯当たり人員は平成17年の3.19人から2.62人まで低下することが想定されます。

就業構造は、第1次産業はゆるやかに減少、第2次産業はやや増加から微減、第3次産業は増加傾向で推移することが想定されます。

今後、少子高齢化の進展により人口減少社会が到来しますが、すみやすいまちづくりを進めることにより、現在の人口を維持するとともに、生産年齢人口の増加を図っていきます。

将来人口・世帯・就業構造の推計結果

項目	年	平成17年	平成27年	平成32年	年平均増減率(%)	
					H17～H27	H27～H32
総人口(人)		25,897	26,200	25,750	0.12	0.34
年少人口(人) (14歳以下)		3,397 (13.1%)	3,610 (13.8%)	3,390 (13.2%)	0.63	1.22
生産年齢人口 (人) (15～64歳)		18,307 (70.7%)	15,730 (60.0%)	14,460 (56.2%)	1.41	1.61
老年人口(人) (65歳以上)		4,171 (16.1%)	6,860 (26.2%)	7,900 (30.7%)	6.45	3.03
世帯数		8,122	9,360	9,840	1.52	1.03
1世帯当人数(人)		3.19	2.80	2.62	-	-
就業人口総数(人)		13,735	14,050	14,120	0.23	0.10
第1次産業 (人)		178 (1.3%)	150 (1.1%)	140 (1.0%)	1.57	1.33
第2次産業 (人)		5,512 (40.1%)	5,540 (39.4%)	5,430 (38.5%)	0.05	0.40
第3次産業 (人)		7,806 (56.8%)	8,360 (59.5%)	8,550 (60.6%)	0.71	0.45
就業率		53.0%	53.6%	54.8%	-	-

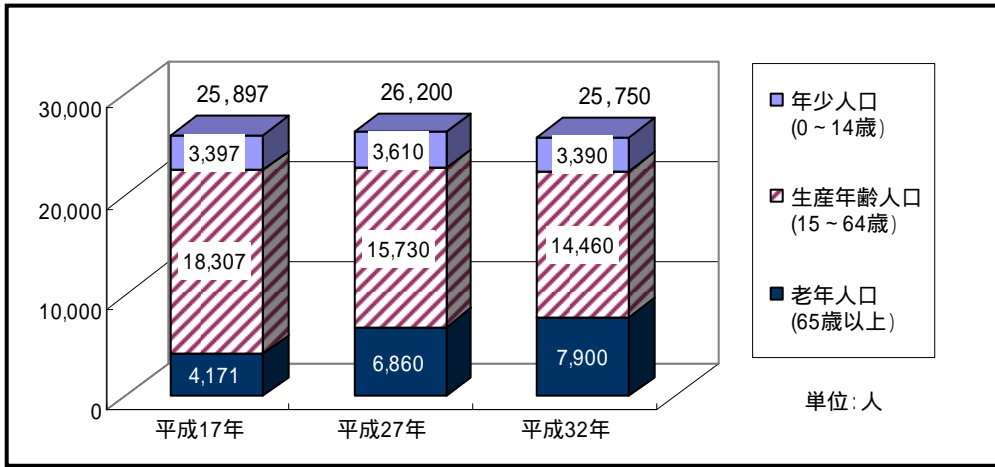
注1：平成17年は国勢調査結果。

注2：総人口には、平成17年に22人の年齢不詳を含む。

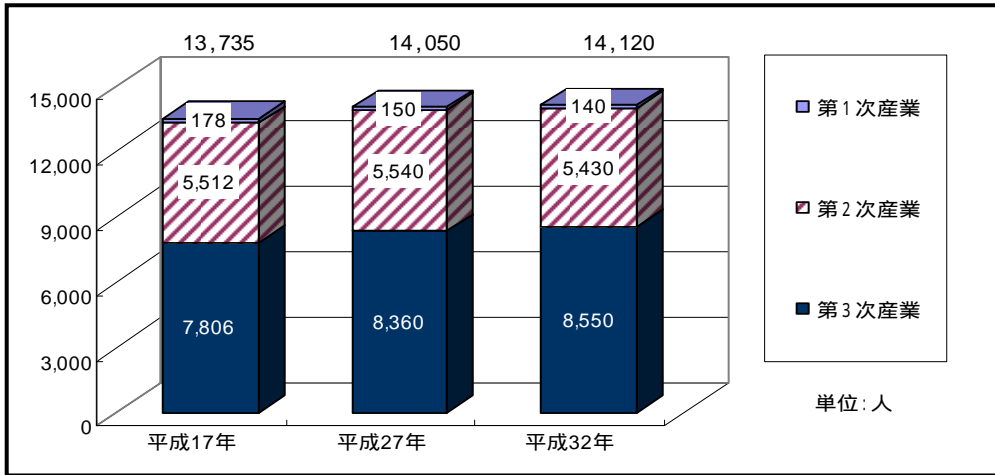
注3：就業人口総数には、平成17年に239人の分類不能を含む。

注4：将来推計値は10人及び10世帯単位としている。

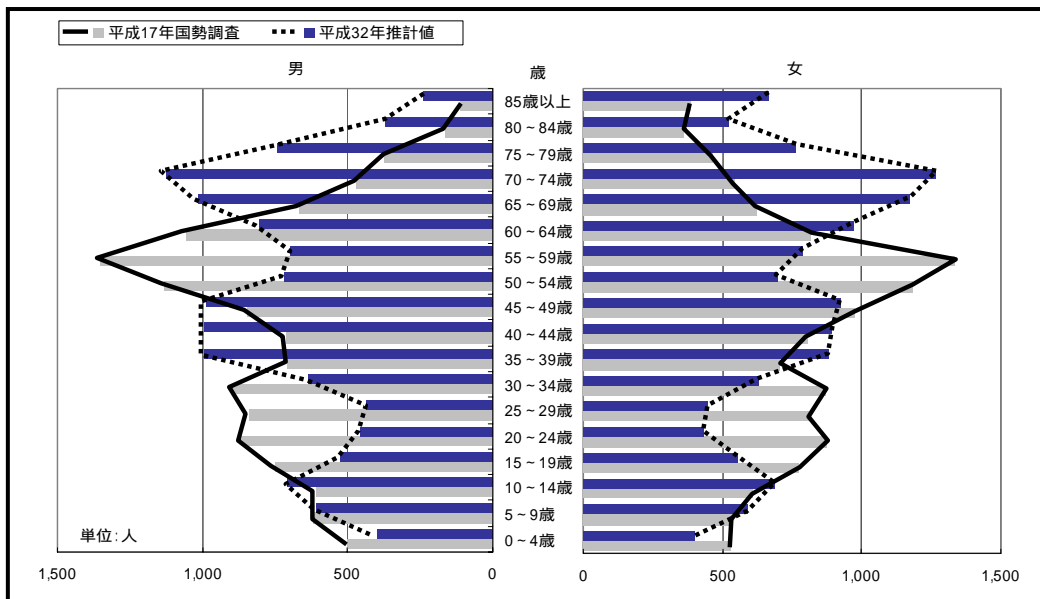
将来人口の推計結果
総人口及び年齢階層別人口



就業人口



人口ピラミッド (5歳階級別)



2．土地利用の基本方針

2 - 1．土地利用に際しての共通視点

土地利用に際しての共通視点

丘陵部、平野部、河川などの自然環境を保全、有効利用して、人と自然が共生するための土地利用を推進します。特に緑・水資源の保全と利活用を図ります。

地域内資源を最大限に有効活用することを基本として、様々な社会経済活動を活発にするための土地利用を推進します。

既存宅地の有効活用により、定住人口の増加策を推進基調にして、人口減少社会においても活力を堅持します。

本町は、北部はゆるやかな傾斜を持つ丘陵、中南部は実り豊かな平野を形成しており、そこにうるおいをもたらす河川が流れています。これらの自然がもたらす恵みは、本町の貴重な財産として未来に引き継いでいく必要があります。

このような自然環境を背景に、肥沃な農地を生かした農業の振興をはじめ、工業団地の造成や開発など新しい地域産業の展開が進められています。

また、本町は、高速自動車道や主要な国道・県道、町道などで町内拠点及び町外の市町とつながっています。これらの広域的な交通基盤を活用し、本町の個性的な地域資源を生かして、新たな産業展開と活力に満ちた地域発展の期待が高まっています。

土地利用に際しての上記の共通視点を前提として、本町を大きく住宅系市街地、商業系市街地、工業系市街地、その他の土地利用に区分し、それぞれの区分の活用方針を以下に示します。

2 - 2 . 土地利用の基本方針

住宅系市街地

スプロール化(計画的な開発が行われず、無秩序な都市形成が行われること)が進んでいる中部地域の既成市街地においては、無秩序な開発を防止するよう規制誘導を強化していくとともに、街区単位での土地利用の純化を計画的に進め、快適な居住環境の創出を図ります。

また、社会情勢や桑名市をはじめとする近隣市町からの市街化の進行状況等を勘案しつつ、町中部を横断する県道菰野東員線沿線並びに県道と三岐鉄道北勢線に挟まれた地区、及び三岐鉄道北勢線穴太駅周辺地区においては、駅周辺の利便性を活かした住宅系用地として、その活用を土地利用の調整を図りながら模索します。

さらに、東海環状自動車道(仮称)東員インターチェンジの開通に合わせ、南部地域での住宅地整備についても検討を行います。

商業系市街地

主要地方道菰野東員線、一般県道桑名東員線での商業集積を促進し、ロードサイド(沿道)型商業施設を核とした賑わいのある商業空間の形成を図ります。

また、東海環状自動車道(仮称)東員インターチェンジの周辺地区における複合的な機能整備の一つとして、大型店や専門店などの商業施設の導入を推進します。

工業系市街地

既存工業団地への優良企業の誘致を積極的に推進していくほか、工業用地として、町北東部において周辺への影響を十分配慮し、整備・開発を推進します。そのため、体系的な道路網の整備など基盤整備の推進を図ります。加えて、既成市街地内に混在している状況を解消するため、街区単位での土地利用純化を進めます。

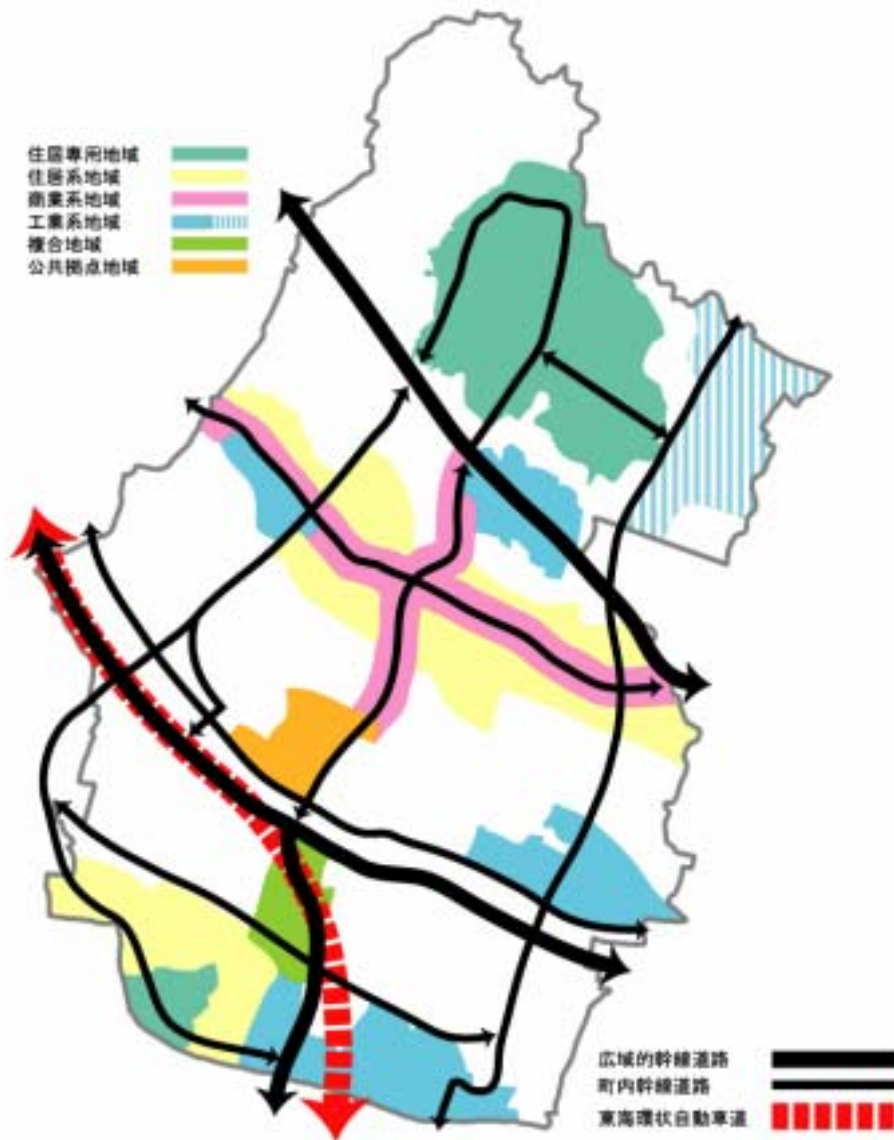
東海環状自動車道(仮称)東員インターチェンジ周辺地区では、複合的な機能整備の一つとして、物流機能を中心とした流通業務施設等の誘致を積極的に図ります。また、名古屋大都市圏の高次な都市機能を活用しつつ、情報やデザインなどの都市型産業の育成・集積に向けた取り組みを進めます。

その他の土地利用

農業振興地域においては、農地の適正な管理・運営に努め、優良農地の確保・保全を図ります。また、農業生産性を高め都市型農村地域を目指した快適な農住環境の形成と農地の高度利用を推進するため、区画の大型化や農業用水路、農道等の生産基盤の整備を推進します。また、町内に残る樹林地を保全するため、無秩序な開発を防止するための規制を強化します。

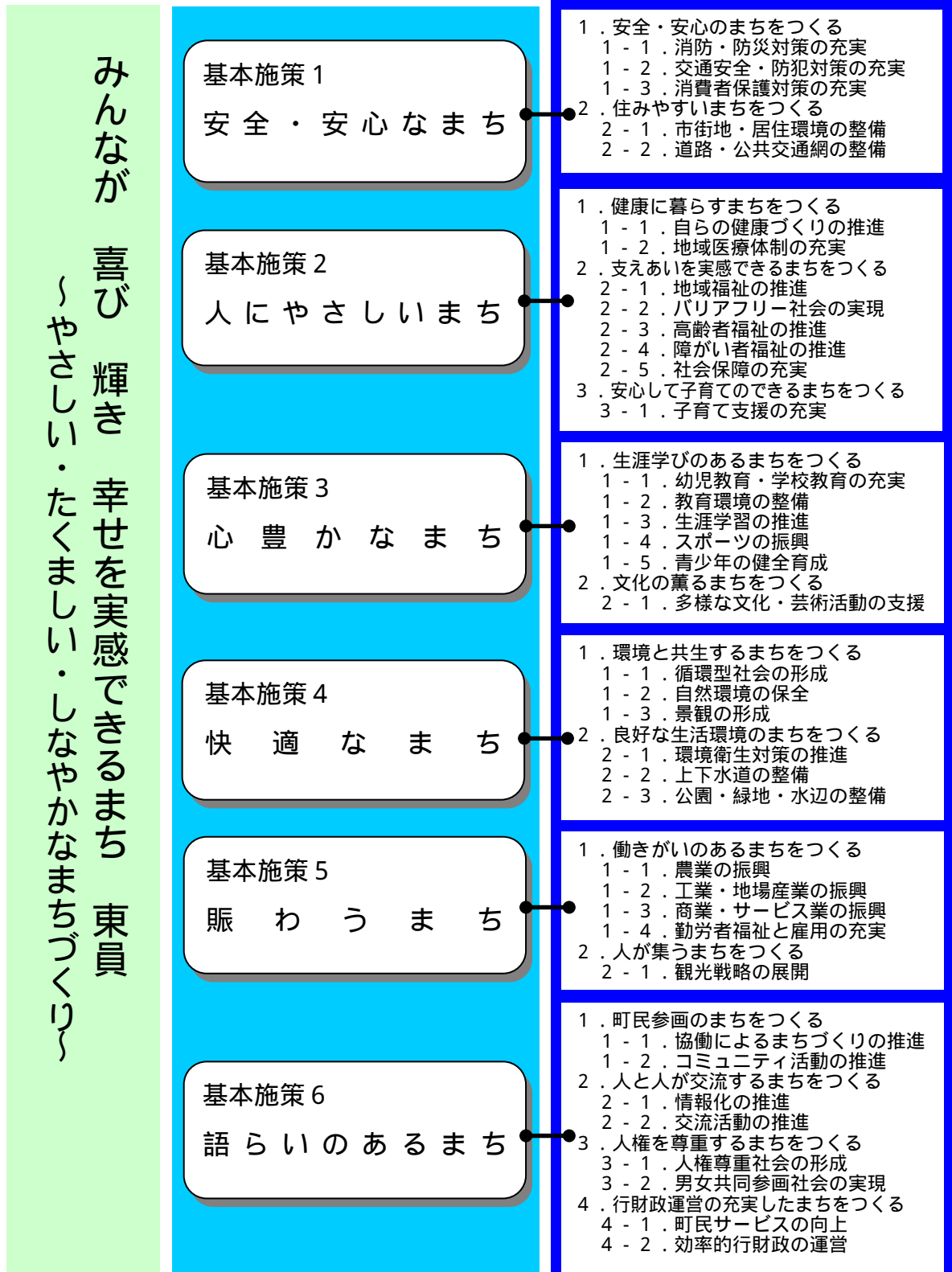
公園・広場の整備、公共公益施設、道路等への緑化の推進を図るとともに、市街地及びその周辺地域における自然環境の保全と整備に向けた取り組みを進めます。

土地利用構想図



第3章 施策の大綱

6つの基本施策により、行うべき施策の体系を「施策の大綱」としてまとめ、まちづくりを展開していきます。



基本施策1 安全・安心なまち

1. 安全・安心のまちをつくる

1-1. 消防・防災対策の充実

過去の災害による被害の教訓を防災活動全般に生かすとともに、地震をはじめ、火災、風水害などのあらゆる災害に強いまちづくりを町一体となって総合的に進めます。

このため、常備消防による消火・救急活動能力の向上や設備の計画的更新を図るとともに、消防団活動の強化・充実に努めるなど、常備消防・消防団の体制強化を図ります。

また、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めるとともに、啓発活動による防災意識の高揚や自主防災組織の育成、住宅の耐震改修の促進、各種防災資機材・災害用保存食等の備蓄に努めます。

加えて、世界各地でテロや有事が多発する中、武力攻撃などの緊急事態に対処するため、国民保護計画に基づく施策を推進します。

1-2. 交通安全・防犯対策の充実

日常生活圏の広がりなどにより自動車交通量がますます増加傾向にある中で、高速交通の結節点にあるまちとして、いなべ警察署や関係機関・団体と連携し、交通安全教育や啓発活動を一層積極的に推進するとともに、町民参加による危険箇所の点検・調査及び交通安全施設の整備を計画的に行い、交通事故のない安全なまちづくりを進めます。

また、犯罪の凶悪化・低年齢化の傾向を踏まえ、いなべ警察署や員弁地区生活安全協会、東員町青少年育成町民会議などの関係機関、団体との連携のもと、啓発活動を積極的に推進し、町民の防犯意識の高揚及び自主的な地域安全活動を促進していくとともに、「こどもをまもるいえ」の充実などにより、犯罪のない明るい地域社会の形成を進めます。

1-3. 消費者保護対策の充実

訪問販売や通信販売、インターネット販売など多様な販売形態が出現し、購買・決済手段が複雑多様化する中で、消費者の権利を守り、トラブルを未然に

防止するため、消費生活センター、いなべ警察署等の関係機関と連携しながら、消費者教育・啓発や情報提供などを推進するとともに、相談体制の充実に努め、自立する消費者の育成を進めます。

2. 住みやすいまちをつくる

2-1. 市街地・居住環境の整備

環境と共生する安全で快適な居住空間と産業や文化、情報の集積を生み出す魅力ある市街地環境の創出に向け、都市計画マスタープランに基づく市街地整備体制の確立及び気運の醸成のもと、道路、公園、公共下水道などの生活基盤整備を進めるとともに、良好な環境の市街地の形成を進めます。

また、定住の促進と快適な居住環境づくりに向け、住生活基本計画（住宅マスタープラン）策定のもと、住宅系市街地の計画的な拡充・整備や住宅用地の再開発を進めるとともに、既成住宅地も含め、適切な開発指導を行いながら、高齢者や障がい者に配慮するなど多様なニーズや地域特性に即した良質な住宅建設の誘導及び美しい街並みづくりを促進します。

国土調査については、さらなる推進に努めます。

大地震時の町民の生命や財産を守るために、住宅の耐震化を促進します。公営住宅については、住宅のバリアフリー化・改善を計画的に進めます。

2-2. 道路・公共交通網の整備

新たな時代の交流拠点にふさわしい道路基盤づくりに向け、周辺市町や東海環状自動車道へのアクセスの向上、本町内の各地域間の連携強化、安全性・利便性の一層の向上など、本町の発展方向を的確に見据え、東海環状自動車道の早期完成、国・県道の整備を関係機関に積極的に要請するとともに、本町の骨格となる幹線道路網の整備を促進します。

また、これら幹線道路網との連携や機能分担に留意しながら、町道、身近な生活道路の整備を計画的に進めます。

道路整備にあたっては、歩道の整備、交通安全施設の整備及び環境・景観・防災・福祉面にも配慮した、安全な道づくりに努めます。

公共交通については、三岐鉄道北勢線の利便性の向上を図るとともに、駅周辺整備に努めます。

また、バス路線の充実やオレンジバス（町コミュニティバス）の利便性向上

を図ります。

基本施策2 人にやさしいまち

1．健康に暮らすまちをつくる

1 - 1．自らの健康づくりの推進

すべての人が健康寿命をのばし、いきいきと幸せに暮らせるよう、保健・医療・福祉をはじめ、教育や農業など様々な分野の相互の連携を強化し、町民の健康づくり意識の高揚と自主的な健康づくり、検診体制の整備を総合的に促進するとともに、これら健康づくりの環境を整備します。

また、子どもが健やかに生まれ育つための母子保健の充実をはじめ、生活習慣病予防・介護予防の充実、精神保健・難病・感染症対策の充実、歯科保健や予防接種の充実など、人生の各期に応じた保健サービスの充実に努めます。

1 - 2．地域医療体制の充実

ますます高度化、多様化する医療ニーズに対応し、近隣市町との機能分担と広域的連携のもと医療体制の整備・充実を進めます。

また、高度化する救急・救助活動への対応、休日・夜間の医療体制の充実に努めます。

2．支えあいを実感できるまちをつくる

2 - 1．地域福祉の推進

就業構造や家族形態の変化などにより地域や家庭で互いに支えあう機能が低下しつつある中で、支えあい助けあいながらともに生きることができるやさしい地域づくりを目指し、福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会の活動展開がより推進されるよう支援し、民生委員児童委員などとの連携及び協力関係の強化に努めるとともに、福祉ボランティア団体、NPOなどの福祉活動を積極的に育成・支援していきます。

2 - 2．バリアフリー社会の実現

すべての人にやさしい地域づくりの発想であるユニバーサル・デザイン(誰もが使いやすいデザイン)の視点に立って、公共施設などにおけるバリアフリーの実現や生活環境の整備を進めます。

また、多世代間の交流、ボランティア活動への参加などを通して福祉意識の啓発を図り、障がい者、高齢者、子ども、外国人等の人権を尊重した「心のバリアフリー」施策を進めます。

2 - 3 . 高齢者福祉の推進

高齢者誰もがいつまでも健康で安心して暮らせるよう、東員町高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、自立した高齢者の活動をより活発にするため、高齢者が、知識・技術・経験を生かしていきいきと働き、活動し、ともに支えあう仕組みをつくり、健康で豊かに暮らせる環境づくりを進めます。

また、地域包括支援センターを核とした地域支援事業を効果的に推進し、予防重視型システムの定着を進めていくとともに、要支援認定者を対象とした介護予防給付、要介護認定者を対象とした介護給付などを実施します。

また、寝たきり、認知症の予防など介護が必要な状態にならないための健康づくり施策の強化、老人クラブ活動の支援や高齢者の生きがい対策、社会参加の促進に努めます。

さらに、これらの各種施策・サービスの提供基盤を強化するため、民間も含めて高齢者関連施設の整備・確保を進めるほか、介護保険に関わる事務や啓発・相談体制の充実、民間事業者との連携強化、必要な人材の確保などを進めます。

2 - 4 . 障がい者福祉の推進

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあうことができるよう、地域が一体となって障がい者を支援する環境づくりに努めます。

また、障がいのある人が、地域社会の一員として自立し、安心して暮らせるよう、居宅介護等の介護給付や、日常生活支援の推進など、障害福祉サービスの提供を図ります。

さらに、福祉施設の整備・充実の促進やバリアフリー、ユニバーサル・デザインの視点からのまちづくりなど、あらゆる分野で障がい者に配慮した施策を進めます。

2 - 5 . 社会保障の充実

町民の健康の保持及び福祉の増進を図るため、医療給付事業の適切な運用に努めます。

また、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、被保険者の健康づくり意識の高揚と自主的な健康づくりの促進に努めるほか、国民年金制度に関する啓発活動や相談などを通じて制度への理解と認識を深めていきます。

さらに、低所得者が自立し、健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、関係機関や民生委員児童委員との連携のもと、相談体制の充実に努めるとともに、生活保護制度などの適用については、三重県などの関係機関との連携に努めます。

3 . 安心して子育てのできるまちをつくる

3 - 1 . 子育て支援の充実

若い世代が安心して子どもを産み、ゆとりを持って育て、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めます。

このため、子育て支援センターの活動を拡充するとともに、乳幼児・児童・生徒の医療費の助成、多様化する保育ニーズに即した保育サービスの充実、ファミリーサポートセンターの充実、放課後児童対策の充実、地域での子育て支援サービスの充実、さらには子育て中の不安を解消するための子育て相談や母子保健の充実、要保護児童への対応などの施策の推進のほか、子育てのスキルアップを図る「親育ちの支援」も重視します。

基本施策3 心豊かなまち

1. 生涯学びのあるまちをつくる

1-1. 幼児教育・学校教育の充実

次代を担う子どもたちが、豊かな感性や自尊感情・人と関わる力などを育み、生きる力の基礎を培い、心身ともにたくましい人間として成長していくことができるよう、幼児教育の充実に努めます。

義務教育においては、教育内容の充実による基礎・基本の確実な定着と学力の向上をはじめ、本町の自然や歴史、風土、地域の人材などを生かした特色ある教育、地域と連携した特色ある学校づくりと幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携に努めます。

また、国際化、情報化、環境問題、平和問題、人権尊重、ボランティアをはじめとする様々な課題や社会変化に主体的に対応できる力や豊かな心を育む教育を一層推進します。

1-2. 教育環境の整備

老朽化した学校施設において改修等を行っていく一方、地域の特色を生かし、快適で安全な教育環境で学べるように学校安全ボランティアとの連携による安全管理の強化、新たな教育内容への対応などを総合的に勘案し、計画的に学校施設・設備の整備を進めます。

また、教育の課題や特色ある学校づくりに対応した教育条件の整備、学校給食の充実・施設の整備、食育の推進など、総合的な教育環境の整備に努めます。

1-3. 生涯学習の推進

町民一人ひとりが生涯にわたって主体的に学習活動を行い、自己実現を図りながら充実した人生を送るとともに、本町のまちづくりに生かせるよう、総合的な学習環境・条件の整備を図り、生涯学習社会の形成を進めます。

このため、生涯学習推進体制のもと、総合文化センターや公民館・図書館などの施設環境の充実に努めます。

また、指導者やボランティアなどの人材登録・活用体制の整備、情報化施策とも連動した学習情報提供体制の整備などを図り生涯学習の基盤整備を進め

るとともに、町民ニーズや本町の地域特性に即した特色ある学習プログラムの整備を進め、学習機会の充実に努めます。

1 - 4 . スポーツの振興

町民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりの基盤としてスポーツを生活の中に定着させることができるよう、スポーツ活動の推進、既存スポーツ施設の有効活用及び管理運営体制の充実に努めるとともに、スポーツ施設の整備・充実に努めます。

また、各種スポーツ団体・クラブの支援や指導者の育成・確保、スポーツ教室・大会の充実、スポーツに関する情報提供、総合型地域スポーツクラブの充実など、スポーツの日常化に向けた活動の場と機会の拡充に努めます。

1 - 5 . 青少年の健全育成

社会環境が大きく変化し、青少年をめぐる様々な問題が表面化している中、青少年が心身ともにたくましく、次代の担い手として健全に育成されるよう、東員町青少年育成町民会議を拠りどころとして、家庭、学校、地域、行政が相互に連携し、協働する体制の整備を図ります。

この体制のもと、非行の防止や環境の浄化など健全な社会環境づくりに向けた各種の活動を推進するとともに、健全育成に最も大きな役割を果たす家庭の教育機能の向上、青少年の体験・交流活動やボランティア活動への参画機会の拡充、青少年団体や指導者の育成に努めます。

2 . 文化の薫るまちをつくる

2 - 1 . 多様な文化・芸術活動の支援

うるおいのある豊かな町民生活を確保するとともに、個性的な文化の継承・創造を促すため、(社)東員町文化協会をはじめ各種芸術・文化団体の育成・支援を通じて町民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促進していくとともに、多様な芸術・文化を鑑賞する機会や活動成果の発表機会の拡充、指導者の育成・確保に努めるなど、総合的な文化環境の整備を図ります。

また、町内に存在する貴重かつ多様な文化的資産、芸能、行事などの調査と保存・活用を進め、より多くの人々が地域の歴史や文化にふれられる機会の提

供と郷土資料の活用に努めます。

さらに、地域文化の振興と町の一体感醸成に向けて、イベントの開催や地域文化振興に資する事業などの開催に取り組みます。

基本施策4 快適なまち

1．環境と共生するまちをつくる

1 - 1．循環型社会の形成

年々増加傾向にあるごみについては、ごみの排出動向に即し、廃棄物・リサイクル関連法に基づき、今後ともごみ処理体制の充実に努めます。

また、分別排出の徹底を図るための啓発活動を積極的に行いながら、自主的な発生抑制・再使用・再生利用によるごみの減量化、廃棄物の適正処理を行い、町民と事業者の参加のもと循環型社会の構築を目指します。

さらに、ごみ処理施設については、広域的対応に努めます。

1 - 2．自然環境の保全

美しく豊かな自然環境・景観の保全や快適性を求める町民ニーズ、地球環境の保全などの社会的要請に対応し、快適で良好な環境の形成を促進します。

このため、太陽光発電等の活用による省エネルギー、地球温暖化などの環境保全対策の推進をはじめ、本町の豊かな自然環境とそこに展開される多様な生態系の保全に努めます。

また、町民生活に影響する生活環境問題や地球環境問題への対応、さらには学校教育における環境教育の推進や町民一人ひとりの自主的な保全活動の促進などを行い、快適な環境づくりを進めます。

1 - 3．景観の形成

本町の各地域の個性ある美しい自然景観と街並み景観を生かし、地域に調和したサインの整備をはじめ、景観重視のまちづくりを進めるとともに、町民参画のもと、美しい景観づくりのため沿道植栽などの生活空間の美化、自然と親しむ空間の整備などを推進します。

2．良好な生活環境のまちをつくる

2 - 1．環境衛生対策の推進

身近な生活環境の向上を図るため、環境衛生についての意識の高揚に努めます。

また、快適で魅力ある地域を創造するためには、町民の主体的な環境美化、環境衛生活動が不可欠です。このため、町民と行政が協働して環境衛生体制を強化し、感染症の予防対策、動物愛護の推進や適正飼育の啓発を図るとともに、町民参加のもとでの不法投棄の防止に努めます。

し尿処理については、下水道事業との整合性に留意しながら、今後ともし尿処理体制の充実に努めます。

さらに、家庭雑排水処理については、合併処理浄化槽の普及を図るとともに、浄化槽の適正な維持管理を促進します。

墓地公園、斎苑については、計画的改修と適正管理に努めます。

2 - 2．上下水道の整備

町民の日常生活に欠かせない上水道については、施設の老朽化・耐震化への対応を図りながら、各種水道施設の整備を計画的に進めるとともに、水質管理体制の強化、水道事業の健全運営を図り、安全かつ安定的な水の供給に努めます。

また、公衆衛生の向上と美しい水環境を維持するため、計画区域の見直しを進めつつ、下水道事業を推進していくとともに、下水道事業の健全運営に努め、下水道への接続の促進及び効率的な施設の維持管理を図ります。

2 - 3．公園・緑地・水辺の整備

町民の交流・いこいの場、スポーツ・レクリエーションの場、子どもが安心して遊べる場を確保するため、中部公園をはじめ街区公園、ため池公園、農村公園などの活用とともに、市街地や集落内における身近な公園の整備を進め、町外の人々との交流も見据え、観光・交流機能もあわせ持った特色ある公園・緑地、多自然型親水空間の整備を進めます。

また、町の外周に自転車道、遊歩道の整備を検討します。

そして、これら公園・緑地・水辺などのネットワーク化や町民総参加による

緑化の促進と管理体制の確立、花いっぱい運動の推進など本町ならではの地域資源を生かした緑のうるおいある環境づくりを進めます。

さらに、安全と自然環境、生態系に配慮した河川・水路の整備を進めます。

基本施策5 賑わうまち

1. 働きがいのあるまちをつくる

1-1. 農業の振興

高い生産性を誇る農業を確立するために、農業後継者の減少や兼業化、農地の遊休化、耕作放棄地の増加などの問題が進む中、認定農業者の育成や後継者の確保・育成、新規就農者の確保・育成をはじめ、農地の集約化、生産基盤の充実を図ります。

また、農業関連機関・団体や消費者グループとの提携の促進、加工食品の開発など付加価値の高い営農類型への移行、ブランド（銘柄の個性）化や有機栽培・減農薬などによる地域特産物の確立、加工・流通体制の充実などを促進します。

さらに、環境と調和した循環型農業の促進をはじめ、「地産地消」の視点に立った特産物の販売や、農業・農村体験を通じた都市との交流による農業の展開、新規就農者の確保を促進し、新たな時代に即した魅力ある農業の実現と農業の持つ多面的な機能の活用に努めます。

1-2. 工業・地場産業の振興

本町の工業については、経済危機や経済のグローバル化に伴う諸問題が表面化する中、商工会を中心とした支援体制の整備のもと、経営指導や制度資金の活用をはじめ、異業種間交流や産学官交流の促進、新技術・新製品の開発支援などを進め、既存企業の経営の合理化及び技術力の向上、新規事業の展開などを促進します。

また、（仮称）東員インターチェンジの立地特性を生かし、流通・工業団地の整備を進め、付加価値の高い環境と共生する優良企業の誘致を推進します。

さらに、農業と連携した加工食品などの開発をはじめ、地場産業については、後継者の育成や新製品の開発、観光との連携強化、PR活動などを積極的に促進し、育成・振興に努めます。

1-3. 商業・サービス業の振興

本町の商業については、集積性の希薄さ、購買力の流出などもみられ、厳し

い状況も一部にあります。車社会の一層の進展や消費者ニーズの多様化、販売競争の激化などの商業環境の変化に対応できるよう、商工会等の関係機関・団体と一体となった指導・支援体制の整備のもと、経営者の意識改革や後継者の育成をはじめ、地域に密着したサービスの展開、観光や地場産業との連携、情報通信技術の進展に即した販売展開、魅力あるイベントの開催などを促進するとともに、市街地整備などと連動した商店街の環境・景観整備に努め、人々が賑わう場の再生と創造を進めます。

また、高齢化の進行や女性の社会進出など、社会・経済情勢の変化に即した生活支援サービスや余暇関連サービスなど、サービス業の育成・振興に努めるほか、コミュニティビジネス（地元団体や町民自らが社会サービスの提供や商品販売などを行う地域密着型事業活動）の形成を促進します。

1 - 4 . 勤労者福祉と雇用の充実

労働条件の向上や働きやすい職場環境づくりを促進するほか、福利厚生機能の充実を進め、すべての就業者がゆとりを持って健康で快適な勤労生活を送れる環境づくりに努めます。

また、町民の雇用の場の確保と雇用の安定に向け、企業誘致や観光産業の振興をはじめとする各種産業振興施策を積極的に推進し、多様な雇用の場の確保・拡充に努めるほか、公共職業安定所など関係機関との連携のもと、情報提供等を行い、若年労働者の地元就職、女性や高齢者、障がい者の雇用を促進します。

2 . 人が集うまちをつくる

2 - 1 . 観光戦略の展開

高速交通網が充実し、個性化が進む観光ニーズに応えられる通年・滞留型、体験・参加型の観光地の形成に向け、観光協会を中心として、既存観光資源の保全及び一層の機能強化、魅力化を進めるとともに、本町の特徴を生かした新たな観光・交流の場の創出や魅力ある周遊ルートの整備を進めます。

また、特色ある観光・交流イベントの開催、観光PR活動の強化、歴史と伝統ある本町ならではの文化観光の展開、さらには農業と連携した観光の展開、広域観光体制の整備など、多面的な取り組みを推進します。

基本施策6 語らいのあるまち

1. 町民参画のまちをつくる

1-1. 協働によるまちづくりの推進

町民参画・協働のまちづくりが一層活発に進められるよう、町民と行政とのパートナーシップの強化を図ります。

このため、町ホームページや広報とういん、行政情報番組など情報提供手段を用い、情報の共有を図るとともに、多くの機会をとらえて各種行政施策の策定・実施・評価などに町民の参画、民間の参入を促進します。

また、自主的な創意と工夫によるまちづくりを推進するため、とういんボランティア市民活動支援センターと連携して、多様な町民団体・ボランティア・NPOの育成と支援に努めます。

さらに、東員町方式の「地域協働体（地域における公共サービス提供の核となり、地域コミュニティ組織などの地域の多様な主体による公共サービスの提供を総合的・包括的にマネジメント（経営管理）する組織）」形成を模索します。

1-2. コミュニティ活動の推進

地域分権の考え方のもと、地域住民自らによる地域課題の解決や魅力ある地域づくり、共に支え合い助け合う地域づくりに向け、町民のコミュニティ意識の啓発をはじめ、活動拠点となる集会所等の整備支援、コミュニティ活動の活性化に向けた有効な支援施策の検討・推進など、自治機能の向上と行政との協働を促進する条件整備を進めます。

2. 人と人が交流するまちをつくる

2-1. 情報化の推進

広報とういんや町ホームページ、メール配信サービス、行政情報番組を活用した情報の積極的提供を進めるとともに、情報通信技術が日常生活に身近なものとなり、高度情報化が一層進展する中、町民満足度の向上と地域社会の振興に向け、広域的な整備動向を踏まえながら、本町にふさわしい情報化について研究を進め、ユビキタスネット社会（いつでも、どこでも、誰もが簡単に情報

ネットワークにアクセスできる社会)に対応した情報提供手段の充実を図ります。

また、保健・医療・福祉、生涯学習・文化、環境、産業、消防・防災、広報・広聴など多様な分野における情報ネットワークの整備を図り、本町全体の情報化及び電子自治体の構築を進めます。

また、これらを利用・運用する町民や職員の教育・研修を積極的に推進し、情報セキュリティ(情報の漏出や流出などのない安全対策)等に対する意識を高めます。

2 - 2 . 交流活動の推進

国際化の一層の進展に対応し、A L T (外国語指導助手)を活用した外国語教育、外国語講座の充実や、海外派遣事業による国際感覚あふれる人材の育成を進めるとともに、国際交流組織の育成など町一体となった国際交流推進体制の整備のもと、国際協力活動の促進、外国人住民との交流の促進に努めます。

また、あらゆる分野で外国人が暮らしやすく行動しやすい世界に開かれたまちづくりを進めます。

さらに、優れた自然や貴重な歴史、文化、産業などの地域特性・資源を生かしながら、大台町をはじめ他市町村や学校などとの交流活動を展開するとともに、本町の活性化や町民生活の向上に役立てます。

3 . 人権を尊重するまちをつくる

3 - 1 . 人権尊重社会の形成

女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人などへの差別・偏見など、あらゆる人権問題に対する町民一人ひとりの理解を深め、すべての人々がお互いの人権を尊重し、支えあいながら生きる共生社会を築いていくため、学校や職場、地域社会などあらゆる場を通じて人権講座や人権講演会などの啓発活動を推進し、人権尊重のまちづくりを進めます。

3 - 2 . 男女共同参画社会の実現

男女が社会の構成員として、あらゆる分野に対等な立場で役割・責任を共有しながら参画し、個性や能力を十分に発揮して主体性を持った生き方ができる

よう、男女共同参画プランに基づき、町民の意識啓発や学習機会の拡充をはじめ、政策・方針決定の場への共同参画、自分らしい多様な生き方が選択できる環境・条件の整備、あらゆる暴力の根絶、子育て環境の整備などを進め、男女共同参画社会の形成に努めます。

4 . 行財政運営の充実したまちをつくる

4 - 1 . 町民サービスの向上

質の高い町民サービスを効率的、効果的に提供できるよう、人材育成の推進による職員の資質向上や行政の効率・簡素化、計画的な定員管理を図るとともに、時々々の状況に応じた弾力的な人員配置と組織・機構の効率化に努めます。

4 - 2 . 効率的行財政の運営

地方分権が進展する中で、自己決定・自己責任を基本に、個性的で自律した自治体経営の確立を積極的に推進するとともに、行政組織・機構の見直しや事務事業の見直し、電子自治体の構築、職員の意識改革と資質向上、行政評価制度の活用などを計画的に進めます。

また、中・長期的な財政状況を展望しつつ、自主財源の確保・拡充に努めるとともに、すべての分野にわたる経費の節減合理化や新地方公会計制度に基づく財務諸表を活用し、効率的な予算編成手法を確立するとともに、財源の重点配分に努め、限られた財源で最大の効果をあげる計画的、効率的な財政運営を推進します。

また、広域連合をはじめ、周辺自治体との連携強化のもと、効率的な広域行政を推進します。

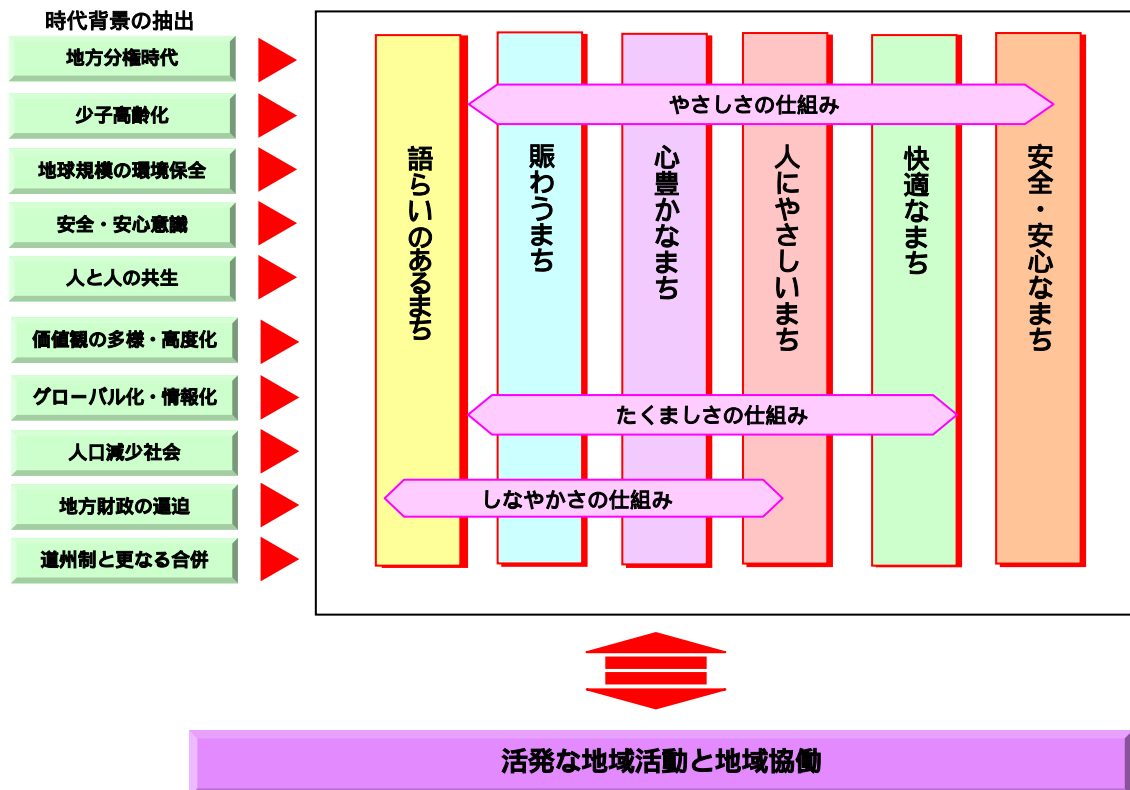
第4章 まちの仕組みづくり(戦略プロジェクト)

将来像を実現するためには、「第3章 施策の大綱」に基づく6つの分野目標と施策項目ごとの取り組みを総合的に推進することが基本となりますが、ここでは、本町の新たなまちづくりにおいて、分野横断的な対応により町一体となって取り組むテーマを定め、必要な取り組みを抽出し、「まちの仕組みづくり(戦略プロジェクト)」として位置づけました。

分野目標と施策項目はいわば「縦割り」のものです。が、「まちの仕組みづくり(戦略プロジェクト)」は「施策横断的(連携的)」なものになります。

なお、戦略プロジェクトのテーマについては、将来像をさらに磨き上げて町の分野横断的な仕組みを増強する視点、町民ニーズに応える視点に立ち設定したものです。

総合計画基本構想の「新しい仕組み」



戦略プロジェクト1

やさしさの仕組みづくり

ねらい

「やさしさ」をテーマに、町民をはじめ町を訪れる人に対しても、さらには自然環境に対しても「やさしいまちの仕組みづくりー“やさしい”は、まちそのものの営みが人にも自然にもやさしく、危機管理が行き届いていること」を進めるため、この考え方をリードする取り組みを横断的・重点的に進めます。

主な取り組み

- ユニバーサル・デザインのまちづくり
- 通学路を含む学校における子どもの安全対策
- 保健・医療・福祉の中核となる施設の整備
- 保育ニーズに即した保育サービス
- 子育て支援センターや放課後児童クラブ等の子育て支援サービス
- 乳幼児・児童・生徒医療費の助成
- 災害時要援護者対策の強化
- 河川・水路の整備による安全対策
- 交通安全施設の整備
- 自主的な地域安全活動
- 悪質商法等に対応した消費者相談体制充実
- 地球温暖化に対応する環境保全対策
- 町民一人ひとりの自主的な環境保全活動
- 高齢者や障がい者の雇用機会の促進

戦略プロジェクト2

たくましさの仕組みづくり

ねらい

「たくましさ」をテーマに、生き生きとした町民生活を支援する「たくましいまちの仕組みづくりー“たくましい”は、活発な生産活動や産業活動などによりまちが生き生きとしていることー」を進めるため、この考え方をリードする取り組みを横断的・重点的に進めます。

主な取り組み

循環型社会の構築

水道施設の充実

下水道の整備

沿道植栽や生活空間の美化

環境と調和した循環型農業の促進

地産池消の推進

農業と連携した特産品の開発

新規企業の立地による雇用の促進と所得の向上

広域的連携による観光ルートの整備

公共交通の充実と道路の整備による移動手段の確保

地域活性化に繋がる交流活動の推進

戦略プロジェクト3

しなやかさの仕組みづくり

ねらい

「しなやかさ」をテーマに、柔らかで粘り強い町民生活を育む「しなやかなまちの仕組みづくりー“しなやか”は、まちに住む人々が健康で生きる力を育み、地域と行政が連携してまちづくりを進めていく様子」を進めるため、この考え方をリードする取り組みを重点的に進めます。

主な取り組み

- 広域的な連携による医療体制の整備
- 健康づくり、体力づくりの推進
- 保健・教育・農業部門等の連携による食育推進
- 特色ある教育、特色ある学校づくりの推進
- 学力向上対策の推進
- 家庭教育の充実
- 国際化・情報化・環境問題・平和問題・人権尊重などの教育推進
- 青少年の体験・交流活動の推進
- コミュニティ活動の活性化
- あらゆる人権問題に対する理解の促進
- 公共サービスの多元的提供による新しい公共空間の確立
- 行政と町民の協働による地域づくり
- 行財政改革の推進による行政効率の向上
- 行政職員の意識改革と資質向上による行政サービス高度化